

1. 平成24年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成24年2月24日 開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 平成24年度施政方針について
- 日程 4 議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 5 議案第2号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 6 議案第3号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 7 議案第4号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 8 議案第5号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 9 議案第6号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 10 議案第7号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程 11 議案第8号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程 12 議案第9号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 13 議案第10号 郡上市和良農林産物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 14 議案第11号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について
- 日程 15 議案第12号 郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 16 議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程 17 議案第14号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程 18 議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程 19 議案第16号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程 20 議案第17号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 21 議案第18号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について

- 日程 22 議案第19号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 23 議案第20号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 24 議案第21号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 25 議案第22号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
- 日程 26 議案第23号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程 27 議案第24号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程 28 議案第25号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程 29 議案第26号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程 30 議案第27号 平成23年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程 31 議案第28号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程 32 議案第29号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程 33 議案第30号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 34 議案第31号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程 35 議案第32号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 36 議案第33号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 37 議案第34号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 38 議案第35号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 39 議案第36号 平成23年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程 40 議案第37号 平成23年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）について
- 日程 41 議案第38号 平成24年度郡上市一般会計予算について
- 日程 42 議案第39号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程 43 議案第40号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程 44 議案第41号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程 45 議案第42号 平成24年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程 46 議案第43号 平成24年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程 47 議案第44号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程 48 議案第45号 平成24年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程 49 議案第46号 平成24年度郡上市宅地開発特別会計予算について

- 日程 50 議案第47号 平成24年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程 51 議案第48号 平成24年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程 52 議案第49号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程 53 議案第50号 平成24年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程 54 議案第51号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程 55 議案第52号 平成24年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程 56 議案第53号 平成24年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
- 日程 57 議案第54号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程 58 議案第55号 平成24年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程 59 議案第56号 平成24年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程 60 議案第57号 平成24年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程 61 議案第58号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程 62 議案第59号 平成24年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程 63 議案第60号 平成24年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程 64 議案第61号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程 65 議案第62号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について
- 日程 66 議案第63号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程 67 議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について
- 日程 68 議案第65号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程 69 議案第66号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程 70 議案第67号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について
- 日程 71 議案第68号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について
- 日程 72 議案第69号 郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について
- 日程 73 議案第70号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程 74 議案第71号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について
- 日程 75 議案第72号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程 76 議案第73号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について

- 日程 77 議案第74号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程 78 議案第75号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程 79 議案第76号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について
- 日程 80 議案第77号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について
- 日程 81 議案第78号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程 82 議案第79号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程 83 議案第80号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程 84 議案第81号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程 85 議案第82号 郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定について
- 日程 86 議案第83号 郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程 87 議案第84号 郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について
- 日程 88 議案第85号 湯の平温泉の指定管理者の指定について
- 日程 89 議案第86号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程 90 議案第87号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程 91 議案第88号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程 92 議案第89号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程 93 議案第90号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について
- 日程 94 議案第91号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程 95 議案第92号 郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について
- 日程 96 議案第93号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程 97 議案第94号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程 98 議案第95号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について
- 日程 99 議案第96号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程100 議案第97号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程101 議案第98号 みずほ園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程102 議案第99号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定について

- 日程103 議案第100号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程104 議案第101号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程105 議案第102号 財産の無償譲渡について（下栗巣集会所）
- 日程106 議案第103号 財産の無償譲渡について（中津屋伝統芸能継承センター）
- 日程107 議案第104号 財産の無償譲渡について（高鷲上野集会所）
- 日程108 議案第105号 財産の無償譲渡について（野添農産物集出荷場）
- 日程109 議案第106号 市道路線の廃止について
- 日程110 議案第107号 市道路線の認定について
- 日程111 議報告第1号 諸般の報告について（例月出納検査結果〔平成23年10月・11月・12月
分一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計等〕）
- 日程112 議報告第2号 諸般の報告について（定期監査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	上村 悟	2番	田中 康久
3番	森 喜人	4番	田代 はつ江
5番	野田 龍雄	6番	鷲見 馨
7番	山田 忠平	8番	村瀬 弥治郎
9番	古川 文雄	10番	清水 正照
11番	上田 謙市	12番	武藤 忠樹
13番	尾村 忠雄	14番	渡辺 友三
15番	清水 敏夫	16番	川嶋 稔
17番	池田 喜八郎	18番	森藤 雅毅
19番	美谷添 生	20番	田中 和幸
21番	金子 智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 日置 敏 明 副 市 長 鈴木 俊 幸

教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健 康 福 祉 部 長	布 田 孝 文
農 林 水 産 部 長	野 田 秀 幸	商 工 観 光 部 長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環 境 水 道 部 長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会 計 管 理 者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	猪 島 敦
国 保 白 鳥 病 院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	池 場 康 晴	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長	丸 井 秀 樹
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。議員の皆様方には、大変御多用のところ御出席いただき、ありがとうございます。

また、市長を初め理事者側も全員の御出席をいただいております。御苦労さまでございます。

ただいまから平成24年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

本定例会の議案は107件、報告2件であります。御協力のほどよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

なお、広報掲載のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたしておりますので、お願いをいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には16番 川嶋稔君、18番 森藤雅毅君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（池田喜八郎君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月17日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日2月24日から3月16日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日2月24日から3月16日までの22日間と決定をしました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

代表監査委員におかれましては、大変御多忙のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

◎平成24年度施設方針について

○議長（池田喜八郎君） 日程3、平成24年度の施政方針についてを議題といたします。

日置市長、お願いをいたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。本日は、平成24年第1回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、まことにありがとうございます。

定例会の開会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、今回提案いたしました平成24年度当初予算案の編成方針、また、この予算等に盛り込みました主要施策や事業について御説明申し上げ、議員の皆様を初め市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

なお、市政運営の基本方針等につきましては、幸いその機会が与えられましたならば、後日場を改めて申し述べさせていただきたいと思っておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

まず、予算編成の方針でございます。

平成24年度当初予算は、4月1日の市長選挙と市議会議員選挙を控えていることから、一部の政策的予算の計上を差し控えることとして編成をいたしました。ただし、新規施策であっても、例えば小中学校防災用品整備事業や消防デジタル無線整備事業のように防災面で緊急性が高いもの、また、予防接種事業において、新たに水疱瘡とおたふく風邪を助成対象にするものなど、取り組みが出来ることで住民の健康や福祉等に影響のあるものについては、今回の当初予算で計上することといたしました。

また、平成24年度の予算編成におきましても、従来からの「安全・安心・活力・希望」を政策の基本理念といたしましたが、施策の柱立てとしては、郡上市総合計画後期基本計画の施策体系に基づき、1番、産業・雇用、副題といたしまして（地域資源を活かして産業を育てるまち）、2番目に、環境・防災・社会基盤（美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち）、3番目に、健康・福祉（支えあい助け合う安心のまち）、4番目に、教育・文化・人づくり（香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち）、5番目に、自治・まちづくり（市民と行政の協働により自律するまち）、6番目に、地域振興（個性あふれる地域づくりを推進するまち）、7番目に、行財政改革（身の丈に合った行財政体制の確立）、この7つを予算編成の柱と位置づけました。

こうした柱によって編成した結果、一般会計の性質別歳出では、普通建設事業に前年度対比23.5%減の42億1,546万円、人件費に3.2%減の45億7,497万円、公債費に2.2%減の57億4,833万円、物件費に2.7%減の38億2,965万円、補助費に6.8%増の24億7,231万円、繰出金に5.7%増の32億9,108万円を計上いたしました。このうち、普通建設事業が大きく減少いたしましたのは、「まちづくり交付金事業」の事業完了や白鳥中学校改築工事がピークを過ぎたことなどによるものであります。

一方、一般会計歳入では、個人市民税において、税制改正に基づく年少扶養控除等の見直しに伴う影響などにより6,675万円の増額、企業収益の減少傾向により法人市民税が3,052万円の減額、平

成23年度のたばこ税の引き上げに伴う消費落ち込みの影響が少なかったことなどにより市たばこ税が3,590万円の増額、また固定資産税においては、評価がえにより大幅な減収が見込まれ1億4,257万円の減額となったことに伴い、市税全体では48億7,475万円を計上し、7,226万円の減額となりました。

地方交付税については、国において総額で前年度に比して0.5%、811億円が増額され、17兆4,545億円が確保されました。そこで本市の普通交付税については、前年度対比4,000万円増の123億7,000万円を計上いたしました。

また、特別交付税については、平成23年度に実施される予定でありました制度改正、これは交付税総額における特別交付税の割合を6%から5%へと、さらに5%から4%へと引き下げるという制度改正の内容でございましたが、これが東日本大震災の影響によりまして、その実施を3年間延期されたことによりまして、新年度の特別交付税につきましては、平成22年度当初計上額を基準に算定をいたしました結果、9,300万円増の6億2,700万円を計上することができ、このことによりまして普通交付税、特別交付税合わせた交付税全体としては129億9,700万円で、1億3,300万円の増額となりました。

長期の借金である市債におきましては、臨時財政対策債を除き通常債と災害復旧債を合わせて24億3,180万円を計上いたしました。肉づけを行った後の本格予算におきましても、通常債については、公債費負担適正化計画による平成24年度の「発行限度額25億円以内」を堅持したいと考えております。

また、国の地方交付税特別会計の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債は、国の総枠の減少に伴い、前年度比3,700万円減の10億7,300万円を計上いたしました。これによりまして、市債全体としては、前年度対比3億5,520万円減の35億480万円となりました。

以上の結果、平成24年度当初の一般会計歳入歳出の予算規模は275億6,200万円で、前年度当初予算と比較いたしまして4.3%、12億4,900万円の減となりました。

なお、前年度に引き続いて国民健康保険特別会計の医療給付費の増大に伴う保険税負担の緩和を図るための繰出金の財源に充てるために1億円を、また、大規模林道八幡高山線整備時に受益者組合が借り入れている農林漁業資金を一括繰り上げ償還することに対して助成する経費の財源に充てるため5,042万円を、それぞれ財政調整基金から取り崩して繰り入れを行うことなどにより、歳入の確保を図り予算編成をしたところであります。

このような方針に基づき編成した平成24年度予算規模は、ただいま申し上げましたように、一般会計は275億6,200万円となり、そのほかの特別会計は157億692万円、企業会計は50億2,443万円、合計で482億9,335万円となりました。平成23年度当初予算に比べ、特別会計は5.8%の増、企業会計は1.5%の増、合計では0.65%の減となっております。

続きまして、ただいま予算編成方針で申し上げました「安全・安心・活力・希望」を基本理念とした7つの分野別施策につきまして、項目ごとの主な内容を御説明申し上げます。

まず最初に、1つ目の柱である「産業・雇用」についてであります。

農林業の分野につきましては、農業従事者の高齢化と担い手の減少が進む中、地域の話し合いにより農業の今後のあり方を定める「人・農地プラン」——一名「地域農業マスタープラン」でございしますが、これを作成し、地域の中心となる農業経営体の確保と農地集積の推進により、持続可能な地域農業の実現を目指します。地域農業を支える新たな担い手を確保するため、このプランに位置づけられた新規就農者に対し、新年度より国の新規就農総合支援事業を活用して、1人当たり年間150万円の所得確保給付による支援、6名分を、予定をいたしておりますが、これを行います。

また、地場農産物拡販奨励事業として、2名のアドバイザーを新たに設置し、青空市場等への出荷者を中心に主に農産物の生産拡大についての指導を行うことで、小規模農家対策を図ってまいります。

野生鳥獣による農作物への被害防止に努めるため、有害鳥獣の捕獲に対する奨励金を前年度当初に比べて増額をいたしました。また、引き続きモンキードッグの育成や恒久さくの設置など地域と行政が一体となった対策を推進いたします。

集落や農地の多面的機能の確保、農村の環境保全及び農業施設の長寿命化を図るため、中山間地域等直接支払交付金などにより地域の共同活動を推進いたします。

地域農業の活性化に向け、青空市場等での地元農産物の販売や学校給食への食材提供など、地産地消を積極的に推進いたします。また、安心・安全な農産物の栽培を促進するため、残留農薬に加え、放射能についての積極的な自主検査の支援に取り組み、質の高い農産物の産地として消費拡大を図るよう努めてまいります。

畜産振興については、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染性疾病の侵入防止に全力を尽くします。また、「飛驒牛ブランド」の発展に向け、長崎県で開催される第10回全国和牛能力共進会に出品できるよう支援に努めるほか、優良家畜導入事業の一部を変更し、良好な資質を持つ雌牛群の発掘と保留に努め、牛の系統改良を推進いたします。

森林・林業については、郡上市産材の有効利用や地域産業の振興のために、郡上市産材住宅建設等支援や木質ストーブ購入補助を引き続き実施いたします。

また、農業生産力の向上を図るため、県営中山間地域農村活性化事業や県単独土地改良事業など農業生産基盤の整備を行うとともに、森林の保全を図り、利用間伐など積極的な林業生産活動を促進するため、道整備交付金等を活用した林道整備を実施いたします。

次に、商工振興につきましては、中小企業の経営安定を図り、企業誘致や新規事業に挑戦する事業者への支援などを積極的に進めて雇用の場の確保に取り組みます。また、郡上の豊富な地域資源

や製造技術を生かした「売れるモノづくり」を進めるため、新商品の開発を補助する新商品開発支援事業を進めるとともに、国内各地での物産フェアや商談会への事業者の出展を後押しするビジネスフェア等出展支援事業を新規に実施いたします。

交流人口を市内の消費拡大につなげるため、引き続き食の観光資源化を進めて、食イベントの開催やご当地グルメの情報発信など食の王国づくり事業をさらに推進するとともに、郡上市商工会が行う経営指導やビジネスマッチングなどの活動に対し引き続き支援をいたします。

観光振興につきましては、東海北陸自動車道の交通アクセスを最大限にアピールし、郡上市観光連盟と連携してターゲットを絞った広域観光キャンペーンを実施するとともに、長良川鉄道を活用して郡上の多様な観光資源や魅力を提案・発信する「着地型観光」を推進します。

国の事業として、伊勢湾岸から石川県能登半島までつながる観光ルートを「ドラゴンルート」昇竜道——竜が昇る道と書きますが——昇竜道として海外にPRする事業が行われていこうとしております。この動きにあわせて、これまでの活動成果が開花しつつある台湾、シンガポールに加えて、韓国、中国等への観光PR・誘致活動を市観光連盟や民間事業者と連携して効率的に展開いたします。

日本まん真ん中温泉「子宝の湯」については、本年4月から指定管理者制度を導入すべく準備を進めており、これにより市有温泉4施設については、すべて指定管理者制度への移行が完了することとなります。

また、観光客の受け入れ体制整備のため、八幡市街地の観光客への適切な誘導や交通・駐車場対策の調査事業に取り組んでまいります。

以上、「産業・雇用」の施策に10億7,879万円——これはすべて一般会計でございますが——を計上いたしました。

次に、2つ目の柱であります「環境・防災・社会基盤」についてであります。

下水道事業につきましては、農業集落排水事業として八幡町相生地区の処理場完成に伴い、本年一部供用開始を予定しておりますが、平成25年度事業完了に向け、引き続き整備を推進いたします。また、特定環境保全公共下水道事業として、平成25年度の完成に向け、特環大和中央処理区の処理場増設を、並びに新年度の完成に向け、特環美並中央処理区の処理場増設を実施いたします。

相生地区農業集落排水の一部供用開始に伴い、市内では全部で35カ所の下水道施設となります。この維持管理費が経営面で今後大きな負担となることから、効率的な運用とコスト削減の徹底を図りながら健全経営を目指します。

下水道使用料金の統一につきましては、平成26年度に市内統一となることから、段階的な経過措置を設けており、円滑な料金体系に移行できるよう市民の皆様への周知を徹底し、合併後の市民負担の地域格差を解消したいと考えております。

なお、世代間の負担の公平化を図るための下水道事業資本費平準化債、これは一種の借換債でございますが、これにつきましては、新年度において4億2,000万円を発行する予定といたしております。

次に、郡上市の自然環境を守り、快適な住環境の実現を目指すため、郡上市の良好な景観を保全・形成するための景観百景プロジェクト事業や景観条例に定める住民協定の締結促進と認定に取り組みます。

市営住宅につきましては、適正な維持管理のため、新たに、公営住宅長寿命化計画の策定に取り組みます。

一般廃棄物の処理に関する事業では、郡上クリーンセンターや環境衛生センター、北部クリーンセンターの修繕事業を実施し、施設の適切な維持管理に努めます。また、ごみの減量化や不法投棄防止対策等にも引き続き取り組んでまいります。

新エネルギーの利用促進のため、引き続き、住宅用太陽光発電システムの設置に対する助成を行います。

消防・防災対策につきましては、昨年3月11日の東日本大震災を受けて郡上市防災計画等再検討委員会を設置し、郡上市地域防災計画や防災体制、各種マニュアルの見直しを実施してまいりました。新年度は自主防災組織の充実のための研修会の開催や出前講座実施に加え、新たに自主防災組織が購入する防災資機材の費用や防災のための人材、これは防災士という資格でございますが、こういう資格を取った人材を育成するための費用の補助事業を実施いたします。

地域の防災力向上のため、避難所に指定されている集会所の耐震化診断の実施や避難勧告の判断基準となっている河川の量水標——これは水量がどの程度出ているかをはかる標識でございますが、そうした河川の量水標の設置、非常用食料及び毛布等の災害備蓄品の購入などにも取り組みます。また、火災予防と消防力強化のため、消防ポンプ自動車や防火水槽など消防施設の整備を行うとともに、消防団貸与被服の整備など消防団員の装備の充実と確保対策に努めます。消防職員につきましては、財団法人日本消防協会へ研修のため1名を1年間派遣いたします。

続きまして、山林の整備につきましては、良好な森林環境や清流を守り、災害に強い森林づくりを推進するため、引き続き間伐を主体とした森林整備や作業道整備を支援してまいります。

次に、社会基盤整備につきましては、東海北陸自動車道の4車線化の早期事業着手に向け、関係団体と連携して積極的に働きかけてまいります。また、郡上大橋のかけかえや現在継続中である大和改良などの直轄国道事業の推進、また、県事業における濃飛横断自動車道と良金山道路や郡上南部広域農道などの継続事業の促進と、主要地方道金山明宝線「めいほうトンネル」の早期事業着手などの懸案事業の推進に向けて、より一層の働きかけを行ってまいります。

郡上市の基盤整備事業といたしましては、合併特例道路整備事業などによる道路・橋梁の整備や

維持管理、災害危険箇所の解消を推進するための河川改修や急傾斜地崩壊対策事業、冬期間の市民生活の安定を図るための除雪体制の整備・確保に努めます。

主な事業としては、白鳥町の市道中学校線の整備につきましては、本年9月末から開催されます、ぎふ清流国体にあわせて事業を推進いたします。また、八幡町小那比の市道生屋区内1号線、美並町粥川の市道森下赤小場線などの改良整備の推進に取り組むとともに、橋梁の耐震化・長寿命化のための改修につきましても計画的に実施いたします。

沿道林修景整備事業といたしましては、倒木等によるライフラインの損傷及び路面凍結等を防止し、道路環境整備を促進するため積極的に事業を実施いたします。そのほか、道路、河川、農林業施設などの適正な維持管理に努め、現在継続的に進めている事業の早期完了に向け計画的な事業推進に取り組んでまいります。

次に、水道事業につきましては、市内には59カ所と多くの水道施設があり、この維持管理費が経営面で大きな負担となっていることから、徹底したコスト削減と、財政状況も勘案しながら効率的な水道施設統合を進め、安全・安定供給による持続可能な事業形態を目指します。また、引き続き有収率、すなわち、収入がある率と書きますけれども、有収率の低い施設を中心に、計画的に夜間等の漏水調査を実施し、漏水箇所の把握を行うとともに布設がえ等の修繕による有収率の向上に努めます。

主な事業として、八幡町相生地区の農業集落排水事業にあわせ、本年度の事業完了を目指し相生簡水基幹改良事業を実施いたします。また、水道未普及地域解消事業として、大和町中神路の一部と下古道の一部の未普及地域を対象とした神路簡水拡張事業を実施し、新年度の完成に向け推進してまいります。

また、市内全域にわたる水道施設統合については、新年度において、老朽化が著しい高鷲北部地域から統合事業に着手し、平成28年度完成に向け推進してまいります。

次に、公共交通につきましては、バス路線の維持や利便性の向上に努めるとともに、地域事情に適した運行に取り組む施策を推進いたします。また、これまで地域ごとに異なっていた料金や減免割引制度を見直し、統一的で適正な料金体系の設定を行います。

昨年10月に岐阜乗合自動車から本年9月いっぱいをもっての撤退の申し出がありました八幡白鳥線、明宝線、和良線の3路線につきましては、市内の新しい交通事業者により、本年10月以降も引き続き運行を継続し、市民の移動手段を確保したいと考えており、目下そのための協議を進めているところであります。また、長良川鉄道につきましては、長良川鉄道沿線市町と連携して、引き続き運行支援を行ってまいります。

ケーブルテレビ事業につきましては、指定管理者制度の導入による効率的な運営を目指し検討を進めてまいります。また、放送機器の更新やハイビジョン番組への対応など、自主放送番組の魅力

を高めてまいります。

携帯電話不感地区の対策につきましては、明宝小川峠において鉄塔基地局の整備を行います。また、行政ネットワーク機器の更新により、安定した運用と保守管理経費の削減に努めます。

消防救急無線のデジタル化につきましては、平成25年度完了を目指して整備を行ってまいります。

以上、「環境・防災・社会基盤」の施策に48億8,289万円、その内訳は一般会計35億7,103万円、特別会計12億7,675万円、企業会計3,510万円でございますが、これを計上いたしました。

次に、3つ目の柱であります「健康・福祉」についてであります。

子どもを安心して産み育てることができる支援施策として、「子どものための手当給付事業」や生まれてから義務教育終了までの乳幼児・学童に対する医療費の無料化助成事業を実施いたします。新規事業といたしましては、緊急時に預かる子ども短期支援事業を実施いたします。また、乳幼児家庭訪問や健康診断など、心身の健康づくりや育児を支援いたします。

生活習慣病の早期予防を目指し、健診周知活動を継続し、特定健診受診率の向上と健診結果に応じた特定保健指導に取り組みます。がん検診においては、特定年齢の健診受診料免除を引き続き実施いたします。また、心の相談等を行う相談支援員を引き続き配置し、自殺予防対策に取り組んでまいります。

食育の推進につきましては、市の食育キャラクターである「たーんと君」を活用して保育園や幼稚園、イベントなどにおける食育の普及に努めるとともに、関係機関や団体と連携し、地域に根づいた食育推進活動に取り組んでまいります。

予防接種事業では、現在公費助成を行っている子宮頸がん予防ワクチン等に加え、冒頭にも申し上げましたように、1歳から3歳までの幼児に対する水痘——いわゆる水疱瘡——ワクチンと、流行性耳下腺炎——おたふく風邪でございますが、このワクチンの接種の公費助成を新たに実施いたします。

直営診療所群を構成する地域医療センターは、僻地地域を中心に医療だけではなく保健福祉も含めた生活の質を支えていくよう努力するとともに、引き続き特定健診や介護予防事業にも積極的にかかわってまいります。

公立2病院では、地域での少子化と高齢化が一層進む中で、市民の大切な命と健康を守るため、医療体制の充実に努めるとともに、民間医療機関との連携や人材の育成など地域医療の体制強化を目指してまいります。

次に、総合的な福祉施策として、少子化と高齢化が進む中、市民の皆様や事業者、各種団体、ボランティアなどの連携を強化し、支援が必要な方を地域全体で支える仕組みづくりを推進いたします。特に、震災や長引く景気低迷により、生活保護受給者が増加していることから、就労支援を行う相談員を引き続き配置し、生活保護からの自立支援に努めます。

障がいのある方への適切なサービス等利用計画策定のため、地域生活支援事業——相談支援事業でございますが、これにより社会福祉法人等事業所に対する支援を行ってまいります。また、自立支援給付介護支援事業など、引き続き自立した地域生活を支えるための支援を行います。

高齢者福祉施策につきましては、特に、高齢者が要介護状態にならないように介護予防事業に積極的に取り組むとともに、在宅介護を支援するため、寝たきり高齢者等介護者慰労事業を引き続き実施し、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らせる社会を目指してまいります。

ここ数年、その需要が急激に増加しております介護サービスを適切に提供するため、今般、第5期郡上市介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定をさせていただくことといたしました。介護保険制度の安定的な運営のために市民の皆様の御理解をお願いいたします。

昨年度、医療給付費の急騰により全体で平均約10%の引き上げをお願いいたしました国民健康保険特別会計においては、平成23年度の医療給付費は、ほぼ前年度並みの拠出額にとどまる見込みですが、全国並びに県下においては3%前後の伸びが生じており、新年度においては、前年度に引き続いて保険税負担の緩和を図るため、一般会計からの繰入金1億円を投入して健全運営に努めてまいります。

以上、「健康・福祉」の施策に119億551万円、その内訳は一般会計で29億984万円、特別会計87億5,622万円、企業会計2億3,945万円でございますが、これを計上いたしました。

次に、4つ目の柱であります「教育・文化・人づくり」についてであります。

学校教育では、生命と人権の尊重を基盤とした「自立・共生・創拓の教育」を推進するとともに、ふるさとへの誇りと愛情を持ち、心豊かでたくましく「生きる力」をより一層はぐくむことができるよう努めてまいります。そのために、ふるさとの伝統文化・芸能を継承し、郡上おどり・白鳥おどり、短歌・俳句などの学習や郡上学の計画的な展開、他地域との交流を通して、児童生徒のふるさとへの認識や愛情を高めてまいります。

また、小学校の新学習指導要領が全面実施され、新年度からは中学校で全面実施となります。新学習指導要領に基づいた「確かな力」を身につけるための職員研修や教材整備を進め、さらには、保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高校が連携し、基礎的・基本的な学習内容の定着や個性・才能の伸長を図るとともに、家庭や地域とも連携し、あいさつや家庭学習等の基本的な生活習慣が定着するよう努めてまいります。

児童生徒の安全を確保するための学校施設整備につきましては、白鳥中学校の旧校舎・屋内運動場の解体、グラウンド・夜間照明整備などを行い、これにより白鳥中学校についてはすべての事業が完了いたします。

大和中学校につきましては、新しい屋内運動場の整備については平成23年度の補正予算に計上することとしたところですが、新年度には既設の屋内運動場の解体も行います。また、新たに八幡中学

校耐震補強改修事業にも着手し、屋内運動場の耐震補強及び改修を行います。

小中学校の全児童生徒及び全教員の防災ヘルメットなどを新たに整備し、あわせて防災教育の徹底を図ってまいります。

社会教育では、歴史や文化を大切にし、支え合ってともに生きる人づくりや、地域を担う人材育成に取り組みます。そのためには、公民館の役割は大きく、新しい公民館体制の検証と定着を進め、自治会・学校等との連携による地域コミュニティづくりなど公民館活動の充実を図るため、新年度から八幡地域以外にも各地域に公民館専任主事を1名ずつ計6名を配置することといたしました。また、老朽化しました殿町の八幡公民館の機能を現在の八幡保健センターの建物に移すこととし、そのための改修を実施いたします。

文化・芸術の振興では、市内各地域の伝統芸能の発表と交流の場として、青少年による郷土芸能フェスティバルを新たに開催することにいたします。これは、さきの「中学生ふれあい懇談会」で出された中学生からの提案に基づくものであります。また、NHK学園との共催による「古今伝授の里短歌大会」と「水とおどりの里俳句大会」の開催など、郡上市の特色ある文化を次代に受け継いでいくため、活動団体の育成や活動支援を行ってまいります。

文化財については、現状を的確に把握し、保護・活用の体制を確立いたします。特に八幡市街地の伝統的建造物群保存事業につきましては、関係者の御理解と合意を得て、関係部署相互に連携を図りながら保存計画の策定を進めるなど、重要伝統的建造物群保存地区としての国の選定に向け取り組んでまいります。

郡上学関連では、郡上市についての理解と認識を深め、市民の一体感を高めるため、引き続き郡上学総合講座や郡上ふるさと考現学市民講座などを開催いたします。また、郡上かるたにつきましては、かるた大会の開催や副読本の発刊など、その普及と活用を図ってまいります。

スポーツ振興では、「2012年ぎふ清流国体相撲競技会」と「常陸宮賜杯第63回中部日本スキー大会」が開催されます。特に9月30日から10月2日にかけて開催される、ぎふ清流国体相撲競技会においては、「君の夢 ぐじょうの土俵で 花開け」を郡上市スローガンとして、市民の盛り上がりを図るため、花飾り活動など、おもてなしのミナモ運動を展開いたします。また、県内全市町村を回る炬火リレーなど、積極的に大会PR活動等を推進するとともに、大会に御協力いただけるボランティアを募集するなど、競技・大会運営に万全の体制で臨みたいと考えております。

そして、こうした本大会や関連大会・イベントを契機に、市民にスポーツを身近に感じていただき、「市民一人一スポーツ」をさらに推進してまいります。

読書活動では、子ども読書活動推進計画の具現化を目指し、学校図書館のデータベース化を初め、図書等の整備や図書館イベントの開催など図書に触れる機会の提供や利用しやすい図書館の体制づくりに取り組んでまいります。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に13億2,292万円、その内訳は一般会計13億1,106万円、特別会計1,186万円でございますが、これを計上いたしました。

次に、5つ目の柱であります「自治・まちづくり」についてであります。

地域の課題と現状を把握し、その課題解決に向けた取り組みを進めるため、集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業を引き続き実施いたします。また、自治会内の助け合い、支え合い活動など地域のきずなの再生を支援するため、これも引き続き、自治会組織等活性化事業にも取り組んでまいります。

市民協働センター事業につきましては、その望ましいあり方を示した市民協働センター設立検討委員会の提言を踏まえまして、当初予算では計上しておりませんが、新年度の早い時期に設立したいと考えております。また、地域の課題解決策等について市民の皆様から提案していただき、市との協働でその解決に取り組む団体提案型協働事業についても引き続き進めてまいります。

郡上市の住民自治の現状と課題、今後の方向について話し合う住民自治懇話会事業につきましては、委員の方々とともに、郡上市のまちづくりの基本理念を示した住民自治基本条例の素案の策定に向けて取り組んでまいります。

交流・移住推進事業につきましては、この事業によって平成23年度においては、11組28人の方が郡上市へ移り住まわれました。それらの方々は、新たな事業を市内で起こされたり地域づくり活動へ参加されるなど成果が生まれており、引き続き新年度においても郡上市交流移住推進協議会と連携して、交流、移住人口の拡大に取り組みます。

国内の都市交流につきましては、東京都港区との交流を引き続き推進するとともに、石川県七尾市や本年1月に災害時相互応援協定を締結いたしました兵庫県篠山市との交流について調査研究を進めてまいります。また、昨年6月に友好都市提携協定を締結いたしました三重県志摩市との交流を深めるため、物産出展や伝統文化を通じた交流のほか、職員の人事交流として相互に1名をお互いに派遣し合うという予定といたしておまして、新たな都市交流を展開してまいりたいと考えております。

産学官連携による地域課題の解決につなげるため、岐阜大学と包括的な連携協定を締結するとともに、新たに職員1名を1年間岐阜大学に派遣し、地域づくりの専門家を養成してまいりたいと考えております。

以上、「自治・まちづくり」の施策に1億5,095万円、その内訳は一般会計1億4,855万円、特別会計240万円でございますが、これを計上いたしました。

次に、6つ目の柱、「地域振興」についてであります。

市総合計画後期基本計画の地域振興施策に掲げられた地域課題解決に向け、本庁と各振興事務所とが連携して事業を実施し、ふるさとの再生やコミュニティの活性化を図ってまいります。また、

地域振興の実現と地域の課題を解決するため、振興事務所長裁量の枠予算、ソフト分でございますが、これを各280万円、総額で1,960万円を前年度同様確保し、地域振興推進事業を引き続き実施してまいりたいと考えております。

以下、各地域別の取り組み内容でございますが、八幡地域では、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定にあわせて、市街地全体を対象とした歴史的風致維持向上計画の策定による歴史的資源を生かしたまちづくりの指針づくりを進めてまいります。また、郡上八幡産業振興公社とも連携しながら、空き家対策としての新たな仕組みづくりを進めるとともに、殿町消防車庫建設や愛宕公園再整備に向けた調査設計など、城下町郡上八幡の環境整備に取り組んでまいります。

農産物の加工や販路拡大、福祉サービスを担うためのNPO法人の設立を目指し、新たに川合東部地区へ地域おこし協力隊員1名を派遣いたします。

大和地域では、地域固有の取り組みである能や文楽を、市民や小学生を対象に普及しながら、これまで一貫して進められてきた「古今伝授の里づくり」について継続して取り組みます。また、地域の資源である狩猟による鳥獣肉を活用し、「ジビエ」——これを大和町では「大地の美味しい恵み」と書いて「地美恵」という漢字を充てておりますが、この「ジビエ（地美恵）料理」として特産化を図るとともに、どぶろく特区を生かして「いつでも濁酒が飲める町」として観光客の誘致を進めるなど、活力ある地域づくりを推進いたします。

白鳥地域では、平成19年度からまちづくり交付金により、外郭環状道路の整備を進めるとともに、歩いて楽しめる道路づくりを初めとした魅力ある市街地環境の整備を行ってまいりました。今後、これらのハード事業からソフト事業への事業展開を図ることが必要であり、白山文化による地域づくりと地域の観光資源を生かした産業振興や交流推進のため、核となる住民主体の新たな協働体制づくりを行います。また、地域活性化活動のため、引き続き石徹白地域に地域おこし協力隊員1名を派遣いたします。

2012年ぎふ清流国体相撲競技会の開催により多くの人々が来訪されることから、地域振興・情報発信の拠点施設である白山長滝公園、白鳥地域特産物振興センター、白尾ふれあいパークを有効利用し、地域産業の活性化を推進してまいります。

高鷲地域では、清流長良川の源流に位置する地域、農業と観光の盛んな地域として、農林業や、観光、コミュニティが連携した地域振興を推進してまいります。そのための施策として、農産物及び加工品等の生産や価値の向上を図るための実証実験等を支援し、農業経営強化、就農希望者増加、農地荒廃防止への足がかりとしていきます。

また、山と人とのかかわりを支援し、山林環境の荒廃にブレーキをかけることで、山林景観を維持しつつ保水力を高め、長良川の源流域環境を守っていきます。こうして得られる景観をはぐくむことで集客力を高め、地域内の観光関連施設をめぐるコースなどの新たなメニューの提供を支援い

たします。

美並地域では、「円空のふるさと」の情報発信と文化の創造を目指し、円空を顕彰する事業や円空街道及び観光のPR、文化事業など、今まで取り組んできた各分野の主体性を尊重しながら、関係機関・団体が一体となった実践的な取り組みを推進いたします。

また、美並町内の農業生産法人——4法人ございますが、これの連携を図り、耕作放棄地の解消や新規作物の開発など、生産体制の強化に努めます。また、自治会の状況に応じた防災マップを作成し、地域防災の意識向上を図ります。

明宝地域では、個性あふれる地域づくりを推進するため、昨年に引き続き、間伐材等の有効活用を目指し、里山資源を守り有効に活用するための「もくもく市場」を継続開催いたします。

また、過疎債を活用した地域おこし応援隊派遣事業として、「ふるさと栃尾里山倶楽部」と「めいほう鶏ちゃん研究会」に引き続きそれぞれ隊員1名ずつを派遣し、団体支援を行ってまいります。

和良地域では、地域おこし応援隊員1名の派遣事業により地域の見守りと集落点検を実施しております。ことしの夏には明宝—和良間のふるさと林道が開通予定であり、新たな市民交流や観光ルートの創出が期待されることから、今後も各集落での課題整理を進め、地域おこしを進めてまいります。また、和良鮎については、これまでの二度のグランプリ受賞に続いて、昨年も高知市で開催された第14回清流めぐり利き鮎会で準グランプリを受賞いたしました。引き続き、味のよいアユを国内にPRし、和良鮎を活かした取り組みを積極的に推進してまいります。

次に、7つ目の柱、「行財政改革」についてであります。

一般会計予算歳入の約44.9%を占める普通交付税は、平成25年度をもって合併による算定特例での増加分の全額保障期間が終了し、その後5年間は段階的に減額される予定となっております。さらに、交付税算定の基礎数値の一つである人口が減少するため、これに伴う影響も考慮すると、平成31年度には現在より30億円以上の普通交付税の減少が見込まれます。

将来の世代に過重な負担を残さないためには、市民と行政がこうした状況について認識を共有するとともに、定員管理や公債費負担の適正化、公共施設や事務事業の見直し、歳入の確保などについて今から計画的に対策を講じて、身の丈に合った行財政体制づくりを進めていく必要があります。

このため、新年度においては、市行政改革大綱の計画期間の終了予定年度を1年繰り上げ、新たに平成25年度から平成30年度までの6年間の計画期間とする「第2次行政改革大綱」の策定を行いたいと考えております。あわせて特に重点的な取り組みを、仮称でございますが、アクションプランとして取りまとめる予定といたしております。

平成24年度予算編成において、歳入面では、適正かつ公平な課税の推進と滞納税額の削減に一層努力することといたしております。自主財源確保が重要性を増す中、市税等の滞納額削減に向けた体制を強化するため、現在の徴収嘱託員2班4名体制を3班6名体制に増員することといたしまし

た。

歳出面では、可能な限りの経費削減に取り組んだところでありますが、職員給与費については、定員適正化計画の着実な取り組みにより全会計で15人、一般会計で17人の削減を行うとともに、人事院勧告を踏まえた月例給や現給保障の減額改定による抑制効果が見込める反面、職員共済費負担率が増加するなどの影響もあり、削減額は全会計で4,787万円、一般会計で9,382万円となりました。

一般会計における公債費では、公債費負担適正化計画に基づく、これまでの地方債の借入額抑制や繰上償還により、対前年度比で1億2,637万円の減となり、徐々にではありますが効果があらわれております。平成24年度末の市債残高見込み、一般会計でございますが、市債残高見込みは451億5,103万円となり、平成23年度末に対して、臨時財政対策債の残高が5億9,574万円増額となる中、その他の通常債残高は21億1,605万円減少し、全体としては15億2,031万円の減額となる見込みであります。

なお、平成19年度末の市債残高と平成24年度末市債残高見込みとを比較いたしますと、一般会計ではこの5年間に約75億円、市の全会計ではこの5年間に約153億円の減少となる見込みであります。

以上、平成24年度の当初予算の編成方針並びに諸施策の概要を述べさせていただきました。行財政改革による財政健全化に努めながら、市が直面する課題を克服するために、これらの施策を一つずつ着実に実行していきたいと考えております。

今後とも、議員の皆様並びに市民の皆様の市行政全般に対するなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 市長さん、提案説明どうやな、1時間のあれで、のどのほうは。

○市長（日置敏明君） あともう少しで終わりますので、大丈夫でございます。

それでは、最後に本議会において審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、議案第1号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるものであります。

次に、議案第2号から議案第22号までは、条例等の改正であります。その内容について御説明申し上げます。

議案第2号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部改正についてであります。自主運行バスの料金体系及び減免割引制度を統一し利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、郡上市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。この郡上市職員等の中には一般職員のほかに常勤の特別職等が含まれておりますが、この旅費に関する条例の一部改正でございますが、国内出張における日当の支給を廃止するため、所要の改正を行うものであります。なお、この条例改正は、市議会議員の国内出張における日当支給の廃止にもつながること

となるものでございますので、申し添えます。

議案第4号は、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。音声告知放送プランの新設に伴い、使用料等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部改正についてであります。インターネットの通信速度上位プランの新設に伴い、利用料を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、郡上市の公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。地区集会所等4施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、郡上市税条例の一部改正についてであります。東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等の施行に伴い、市民税の均等割の税率の特例を定める等所要の規定を整備するため、改正を行うものであります。

なお、この市民税の均等割の税率の特例、これは現在の3,000円に500円を加算するものでありますけれども、この特例に関しては、平成26年度から平成35年度までの10年間に限って行われるものであります。

議案第8号は、郡上市手数料条例の一部改正についてであります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物貯蔵所設置許可申請に係る審査手数料を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。施設使用者の受益と負担の適正化に伴い、使用料を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、郡上市和良農林産物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。前の議案と同様の目的で所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部改正についてであります。奨励金の交付要件を緩和する現在の特例措置の期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。温泉施設の使用料等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、郡上市市営住宅管理条例の一部改正についてであります。老朽化に伴い、市営小野住宅を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、郡上市市有住宅管理条例の一部改正についてであります。老朽化に伴い、畑佐団

地住宅及び二間手住宅を廃止するため、並びに上沢団地3号棟の家賃を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、郡上市簡易水道等事業給水条例の一部改正についてであります。高鷲町高鷲北部簡易水道施設の認可変更申請に伴い、給水区域等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の全部改正についてであります。児童福祉法の一部改正により障害児通所支援事業が同法に位置づけられたことに伴い、施設の設定及び管理に関し所要の規定を整備するため、全部改正を行うものであります。

議案第17号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。地域密着型サービス運営委員会委員、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の報酬を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、郡上市介護保険条例の一部改正についてであります。先ほど申しあげましたように第5期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。八幡保健センターの小野への移転建設に伴い、施設の名称及び位置等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、郡上市立学校設置条例の一部改正についてであります。白鳥中学校の移転建設に伴い、学校の位置を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、郡上市図書館設置条例の一部改正についてであります。図書館法の一部改正等に伴い、図書館協議会の委員の委嘱基準の規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてであります。住民基本台帳法の一部改正に伴い、関係市町村の負担金の算定に関する規定について所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第23号から議案第37号までは、平成23年度郡上市一般会計補正予算を初めとして、合計15会計における予算の補正をお願いするものであります。補正の内容等については、追って各部長等から説明をさせていただきます。

次に、議案第38号から議案第60号までは、平成24年度郡上市一般会計を初めとして、同病院事業等会計に至るまでに合計23会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針等の説明で考え方を申しあげましたので、ここでは、それぞれの内容は省略させていただきますが、追って詳細に御説明を申しあげ、御審議をお願い申し上げます。

次に、議案第61号から議案第99号は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、「郡上市八

幡市島美しいむらづくり多目的管理棟」を初め、「郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設」までの各施設を指定管理することにつき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第100号は、過疎地域自立促進計画の変更についてであります。過疎地域——これは明宝及び和良地域でございますが、過疎地域における新規事業の追加及び事業費の変更等が生じたため、内容を変更するものであります。

議案第101号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。市内の4つの辺地計画における新規事業の追加及び事業費の変更等が生じたため、内容を変更するものであります。

次に、議案第102号から議案第105号までの財産の無償譲渡については、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るため、さきに公の施設としての位置づけを廃止することとした4つの建物を各自治会へ無償譲渡するものであります。

議案第106号は、市道路線の廃止についてであります。市道として機能がなくなったことや認定がえにより、八幡地域、白鳥地域、美並地域、明宝地域で各1路線、計4路線を廃止しようとするものであります。

議案第107号は、市道路線の認定についてであります。道路新設や認定がえ等に伴い、八幡地域2路線、白鳥地域4路線、美並地域1路線、明宝地域1路線の計8路線を市道認定しようとするものであります。

以上が、今議会上に上程いたしました議案の概要であります。

今回提案しました議案は、合計107件で、その内訳は、人事案件が1件、条例等の改正に関するものが21件、平成23年度補正予算関係が15件、平成24年度当初予算関係が23件、指定管理者の指定が39件、その他8件でございます。

詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から御説明をさせていただきます。

十分御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、大変長くなりまして恐縮でございますが、私からの予算編成方針等並びに議案の提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。平成24年2月24日、郡上市長 日置敏明。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長さんにおかれましては、施政方針演説、また提案説明を長時間にわたり、本当に御苦労さまでございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は、11時5分を予定いたします。

(午前10時53分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎議案第1号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程4、議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、氏名、生年月日をお読みします。

郡上市大和町神路1775番2、1776番合併地、山田正代さん、昭和21年8月30日。郡上市高鷲町鮎立4145番地、田中里江さん、昭和29年5月24日。郡上市美並町高砂864番地1、粥川茂雄さん、昭和20年11月24日でございます。

この方々は、平成24年6月30日をもって任期満了ということでございます。それで、再選をぜひお願いしたいということでございます。

上段の山田さんにおいては3期が終了と、田中さん、粥川さんにおいては2期が終了ということでございます。

新任期においては、平成24年7月1日から平成27年6月30日ということでございます。3名の方は非常に人権活動において活発に活動しておられますので、ぜひとも再任のほうよろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） ただいま説明のありました議案第1号について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認めます。

原案について同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案に同意することに決定をいたしました。

◎議案第2号から議案第22号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程5、議案第2号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程25、議案第22号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の

一部を改正する規約についてまでの21件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第22号までの21件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に、要旨についての説明をお願いいたします。

それでは、議案第2号から議案第5号までを。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) それでは、議案第2号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市自主運行バスの料金体系及び減免割引制度を統一し、利便性の向上を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、今般の改正する条例の本文がございます。まず、第5条の関係でございますが、料金の減免及び割引についてでございます。これにつきましては、昨年の9月議会、高鷲地域、美並地域及び和良地域の巡回バスにつきまして、有償による本格運行を開始すること及びこの料金、さらには料金の減免及び割引について御審議の上、御議決いただいたところでございますが、その際の基準を今般全路線に統一して適用するというものでございます。

この中身につきましては、1号から読み上げさせていただきますが、6歳未満の幼児並びに通学のために利用する小学校の児童及び中学校の生徒は無料。2号、通学以外に利用する小学校の児童、通学のために利用する高等学校の生徒、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその必要とする介護人、児童福祉施設において養護等を受けている者及びその必要とする付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその必要とする介護人、並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその必要とする介護人は料金の50%の額。第3号、通勤者等で1月の料金を前納する者は料金の25%の額。4号、通勤者等で3月の料金を前納する者は料金の30%の額。5号、回数利用券、11枚つづりを購入するときは1枚の料金と、こういうことで全路線につきまして適用を統一していくものでございます。

また、1枚おめくりをいただきますと、料金の体系につきましての新しい料金表が表示をされておりますが、ごらんをいただきたいと思っております。

相生線につきましては、夏と冬が一部ルートが変更がありますので、長良川の右岸と左岸を交互

に通るといふこともございますので、夏期、冬期とこうなっておりますが、それ以外は小駄良線、石徹白線、鷲見線、小川線と八幡美並線、それから料金均一路線ということで表示をさせていただいております。

附則にありますように、この平成24年4月1日から施行させていただきたいと考えております。

なお、新旧対照表をごらんいただきますと、この料金の減免及び割引につきまして第5条に規定がございますが、1枚めくっていただいたところの旧の5号、6号におきまして、各路線が入っております、その路線ごとの割引の違いといいますか、これまでのそれぞれに定めてあったというものが5号、6号で規定をしておりますが、新のほうではすべての路線において統一した適用となると、こういうことでございます。

それから、3ページ以降につきましては、料金の第4条関係、料金別表の新旧対照表でございます。各路線がずっとついておりまして、12ページ以降が旧表ということで、前の金額となります。

例えば、4ページの相生線の冬期でごらんいただきますと、12ページに旧表がございまして、それぞれ下線部分で料金の違いが表示されております。一番遠い宇留良から市役所までの間が、これまで「500円」のものを「300円」と、こういうふうになるということでございます。それぞれの表につきまして、そのような表示をさせていただいております。

料金につきましては、支線公共交通路線料金設定につきましては、10キロ当たり、幹線公共交通路線の基準料金を参考とさせていただきまして、10キロ当たりの初乗り料金は100円、それ以降の加算が3.5キロごとに100円と。ただし、白鳥荘川線の現行路線の重複する場面におきましては、調整をさせていただくということでございます。

このような形で料金は全体として今回料金が安くなるというふうな調整となる傾向にございますけれども、このようなことで今般、全自主運行バスにつきまして、料金並びに割引減免措置につきまして、統一した取り計らいとさせていただきたいということで条例を提案させていただきます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第3号でございます。郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、国内出張における日当の支給を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、今般の改正条例でございますが、ちょっとわかりにくい面がありますので、新旧対照表のほうで御確認をいただきたいと思います。

第6条の第6項にあります、これまで日当は旅行中の日数に応じというところでございますが、

これからは外国旅行のみ日当を支給するという事で、外国旅行というふうに差しかえていただきます。

それから、15条、国内日当の規定につきましては、ここの部分は削除させていただくことでもあります。

それから、あわせて今般の改正の中で、国内日当を削除しましたので、ページ数でいきますと4ページになりますが、22条の6のところにおきまして、これは海外出張した場合の日当につきましては、新たに規定を加えております。また、前後して大変申しわけありませんでしたが、第19条及び第20条、ここのところにつきましては従来から支給を行っていないものでございます。在勤地内における旅行、このことにつきまして、あるいは在勤地以外の同一地域内旅行の場合、このことにつきましては従来支給をしていないという実態がありますので、この際、あわせてこの規定を削除しようとするものでございます。

先ほど市長の御説明の中にもありましたが、この条例改正に伴いまして、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、もう一つは郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、この2つの条例につきまして、費用弁償、日当の項目に「市長に支給する旅費の例による」という規定がございますので、今般の条例改正につきましては、ただいま申し上げましたように市議会議員または非常勤の特別職職員、この日当にも連動すると、こういうこととなりますので、申し添えさせていただきます。

施行する期日につきましては、附則にありますように平成24年4月1日を予定させていただいております。

続きまして、議案第4号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、音声告知放送プランの新設に伴い、使用料等を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改正する条例の本文はございます。この説明につきましては、新旧対照表のほうで行わせていただきます。

今般の改正は2点ございまして、1点はただいま申し上げたことですが、この第3条の中で括弧書きにあります「日本放送協会衛星第1テレビジョン及び第2テレビジョン」という表記を「日本放送協会BS1及びBSプレミアム」と、こういうふうな現在の表記に変更をさせていただくというものが1つありますので、よろしく願いをいたします。

また、第17条関係の表が新旧対照表の2ページ中ほどにございます。今般、これまでの基本チャ

ンネル、それからライトチャンネルに加えて、「音声告知放送プラン」というものを追加をさせていただくこととしております。これは、ふれあい懇談会またはその他の地区からの御要望で、自分のところの実家以外の、例えば農作業の小屋でありますとか、そういうところにおいてケーブルテレビは見ないけれども、音声告知放送は受けたいと、こういうふうな御要望がありました。

また、テレビについては別途として音告だけ取りたいと、こういう御要望のあったものにこたえさせていただくということで、音声告知放送プラン、これはIP電話と音声告知放送をもって使用料金は月額800円ということで今般設定をさせていただいたものでございます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第5号でございます。郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、インターネットの通信速度上位プランの新設に伴い、利用料を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改正する条例の本文が出てございますが、御説明につきまして、新旧対照表のほうでさせていただきます。

これまではインターネットの区分につきましては、エコノミー、ライト、スタンダード、スーパーと4つの区分でもっておりまして、それぞれサービス内容は右の枠に書いてあるとおりでございます。

このほどの情報通信機器、インターネット関係の更新事業が完了しまして、そのことによりましてインターネットの通信速度の上位プランを設定をすることができるようになりましたので、この区分の中に「ハイパーコース」という通信速度最大受信速度100メガバイトパーセコンド、これを追加をさせていただくということで、一般加入者、それから事業所加入者、それぞれのコースで新たに追加をさせていただくものでございます。

なお、あわせまして他のこうした通信事業の料金等を勘案しながら、これまでのスーパーコースの「5,000円」を「4,000円」に1,000円引き下げをさせていただきまして、これまでのスーパーコースの「5,000円」でハイパーコースの御加入はしていただけるというふうなこととしております。

事業所加入者につきましては、これがスーパーコース、これまで「6,000円」がこれからは「5,000円」、ハイパーコースにつきましてはこれまでのスーパーコースの料金であります「6,000円」ということで適用させていただくというふうに考えております。

備考欄にありますような注意書きもありますが、あわせて御審議のほどよろしく願いをいたし

ます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、次に議案第6号、7号についての説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第6号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。地区集会所等4施設について、公の施設として位置づけを廃止するためこの条例を定めようとするということでございます。これは議案第102号、103号、104号、105号で財産の無償譲渡ということに関連して、廃止していくものでございます。

続いて、おめくりいただきますと、本文がございまして、ここの附則の部分において、附則の2でございまして、郡上市公の施設使用料徴収条例の一部を次のように改正するというので、この徴収条例においても改正するというのでよろしくお願いいたします。

内容については、1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございまして、右側に旧で左側が新でございまして、その中の現在、別表1の第2条関係、コミュニティ施設のところでございます。ここは公の施設の設置ということで、ここにおいて下栗集会所と中津屋伝統芸能継承センターと、また高鷲上野集会所という部分がございます。この部分を削除ということでお願いいたします。

続いておめくりいただきますと、2ページ目でございます。野添農産物集出荷場でございます。これは産業振興施設ということでございまして、この野添の施設においては、当初目的が農業振興のための農業施設ということと、またもう1点は、野添地区の各会合でつくられた施設でございます。そのために産業振興施設に入っておるということですが、JAがトマト選果場や出荷場を整備したということとまた、地元の営農組合解散したようなことから、農業施設ではほとんど使われなくなったと。現在使われておるのは、地元の会合とか、自治会テントなどの備品倉庫という形で使われておるということで、自治会が主に使っておられると。また、維持管理においても自治会のほうで行われておるというふうなことでございます。

続いて、その他の別表2の第4条関係、ここは使用の承認のところでございます。ここにおいても今の4施設、下栗集会所、また中津屋伝統芸能継承センター、野添農産物集出荷場、高鷲上野集会所を削るものでございます。

続いて、3ページ目ですが、郡上市公の施設の使用料徴収条例の一部改正というところでございます。別表2条関係でございます。コミュニティ施設ということで、使用料の額が決められておる部分ですが、ここにおいて中津屋の伝統芸能継承センターを削るということでございますので、よ

ろしく御審議をお願いいたします。

続いて、議案第7号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等の施行に伴い、市民税の均等割の税率の特例を定める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするということでございます。

1枚めくっていただきますと、本文でございます。それでは、説明のほうは資料とありますけど、こちらのほうでさしていただきたいと思っております。よろしいですか。

まず、改正の概要でございます。大きい1番でございます。まず、1番目は、経済社会構造の変化に対応した税制の改正でございますが、たばこ税の税率を平成25年4月1日以降に売渡し等が行われた製造たばこでございます。これを1,000本につき644円を引き上げるということで、5,262円とするということでございます。

②の旧3級品の紙たばこにかかる市税のたばこ税の税率でございますが、平成25年4月1日以降に売渡しが行われた製造たばこでございます。これについても、1,000本について305円を引き上げるということで、2,495円とするということでございます。これにおいて税が上がるわけではなくて、県税は同額引き下げられますので、市税のほうへ入ってくるという形でございます。

③平成25年1月1日以降行われる、支払われる退職所得の分離課税に係る所得割についての所得の額から10分の1に相当する金額を控除するとありますが、この措置を廃止するというところでございます。

大きな2番においては、東日本大震災の復興関係に伴う改正でございます。

①においては、個人市民税の税率の特例に関する事項ということで、平成26年から平成35年までの各年度の個人の市町村民税に限り均等割の標準税額、これ現行3,000円になってございますが、これについて500円を加算するというところでございます。

大きい3番でございます。地方税法の一部を改正する法律による条例改正ということでございますが、これは東日本の関係の雑損控除と、今まで雑損控除として控除できるということになってございました。特に住宅とか家財等に損失について生じたものでございますが、これは特例損失金という定義をしてございました。前倒し分22年度の計に差し引ける分においては、損失対象金額というふうに定義づけをして明確化が図られたということで、前倒し分については損失対象金額と、それ以降に行うものについては特例損失金額という形で定義づけがされたということでございます。

それで、新旧対照表でございますが、ここの1ページ目ですが、これにおいて95条関係は今の大きい1番の①、これに相当する部分でございます。

それと、その次の第9条関係においては、大きい1番の3番の関係でございますが、下線が引いてございますが、この分を廃止ということで削除をするということでございます。

続いて、2ページ目のたばこ税の税率ということで、旧3級品の関係ですが、これが先ほど言いました大きい1番の②の関係で「2,190円」を「2,495円」にするという形でございます。

続いて、22条の関係ですが、これが大きく関係してございますが、22の関係が大きな3番、東日本の関係の住宅や火災等に損失を帯びたところでございますが、ここが変わってきておるということでございます。アンダーラインが引いてございます。それで1項、2項、4項がまとめられて新しいところでは1項のほうへ入っておるとのことと、また2項でございます。それで、最後の5項の略と書いてございますが、この5項が新しいところで3項になるという形でございます。

続いて、4ページ、個人の市民税の税率の特例ということで、24条でございますが、ここが500円を加算するというので大きい2番の①の部分の改正でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 次に、議案第8号についての説明を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 議案第8号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物貯蔵所設置許可申請に係る審査手数料を改めるため、この条例を定めようとする。

1枚めくっていただきまして、附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するという事です。

説明のほうは新旧対照表のほうをみてください。これは、別表第1であります。この表は危険物貯蔵所を設置する場合なんです。設置許可申請が必要になってくるわけですが、その申請によって審査とかタンクの貯蔵所の検査を行うわけですが、その手数料ということで、手数料の表でございます。

それで、この別表第1の一番右側の列、新のほうを見ていただければ結構ですが、一番右側の列を見ていただくと、括弧のないアイウエオのア、ア、屋内貯蔵所、それから中段にイ、屋外タンク貯蔵所、あと以下、ずっと貯蔵所の種類が上げてありまして、それぞれの貯蔵所のタンクの大きさが幾つか種類がありまして、そのタンクの大きさによって手数料が違ってくるというものでございます。

それで、今回の改正なんです。2ページ目をごらんください。2ページ目の新旧対照表の新しいほうですが、括弧のないエ、特定屋外タンク貯蔵所の部分ですが、アンダーラインの部分ですが、

浮きぶたつきの特定屋外貯蔵タンク云々というふうにあります。

それから、3ページ目を見ていただきまして、中段になりますが、括弧のないオです。ここのアンダーライン部分ですが、及び浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所というふうになっております。以下、このオの括弧のアからアイウ、(ア) (イ) (ウ)、4ページ目行きまして、(ク)までですが、すべて及び浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所が加えられております。これは、今までは浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所は、2ページ目のエ、特定屋外タンク貯蔵所というふうにありますけど、ここに位置づけられておったんですが、この浮きぶたつきのタンクが近年ふえてまいりまして、今回新たに3ページ目のオになりますけれども、この部分に明記されたということでもあります。その関係による改正でございます。

ただ、このタンクは非常に大きなもので、石油コンビナート等に円筒形のタンクがございますが、高さが20メートル以上とか、直径が50メートルぐらいとか、そういった大きなタンクですので、郡上にはございません。

ただ、この手数料条例ですが、政令に基づいてこの条例をつくっておりますので、上位法が改正されたということで今回改正を行うということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 次に、議案第9号、第10号についての説明を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） それでは、議案第9号について御説明をさせていただきます。

郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、施設使用者の受益と負担の適正化に伴い、使用料を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、改正条例でございますが、別表の中に使用料の額が定められておりまして、この使用料の額につきまして、1年につき153万円とするというものでございます。

附則としまして、この条例は、24年4月1日から施行するというものでございます。

もう1枚おめくりをいただきますと、新旧対照表がございますが、この右のほうが現在の条例でございます。右の表につきましては、「1日につき幾ら」というふうな使用料の内容になっておりますが、これを左の新しいほうでは「1年につき153万円」に改めるというふうに改めさせていただくものでございます。

本件につきましては、平成19年に株式会社たかすファーマーズの株式全部を同社に無償譲渡した

折に、使用料を取ることを契約しておりまして、その額が年間153万円となっておるところでございます。

ただし、その使用料につきましては、平成24年3月31日までは徴収を猶予するということとなっております。その期間が経過する平成24年度からこの使用料を徴収させていただくというところでございます。

それで、使用料としまして徴収するために今回この額にあわせて条例を改正させていただくというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第10号でございます。郡上市和良農林産物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市和良農林産物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、施設使用者の受益と負担の適正化に伴い、使用料を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

これも1枚めくっていただきますと、改正条例がございますが、第7条中、使用料の額でございますが、「180万円」となっておるものを「225万6,000円」に改めるものでございます。附則につきましては、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

もう1枚おめくりをいただきますと、新旧対照表がございますが、右のほうが現在の条例では、「年額180万円」となっている使用料を左のほうで「年額225万6,000円」に改めさせていただくというものでございます。

本件につきましては、議案第9号と同様の内容でございますが、平成19年に有限会社和良農産の出資による権利全部を同社に無償譲渡した折に、使用料を取ることを契約しておりまして、その額が年間225万6,000円となっておるところでございます。

ただし、その使用料は平成24年3月31日までは徴収を猶予することとなっております。その期間が経過する平成24年度からこの使用料を徴収をさせていただくというものでございます。それで、使用料として徴収するために、今回この額にあわせてまして条例を改正させていただくというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 次に、議案第11号、第12号についての説明を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 議案第11号でございます。郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について。

郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24

年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、奨励金の交付要件を緩和する特例措置の期間を延長するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改正部分でございます。附則第3項中、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。附則で、この条例は平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の読みかえ規定は、平成24年4月1日から平成27年3月31日の間になされた申請について適用する。

ちょっとこれだけではわかりにくうございますが、さきの各常任委員会で資料をお配りさしていただきましたが、奨励金制度の御案内という資料もあわせてごらんください。この奨励金の制度ですが、交付要件としましては、新設、増設、改築がございまして、それぞれに事業の施設規模と、それから新たに雇用する従業員数、この2つの要件がございます。その中で、常時雇用する従業員の人数について新設の場合は5人から3人まで、あるいは増設、改築の場合は3人から1人までと一定期間の緩和期間を設けております。それが21年の4月1日から24年の3月31日までという3年間の緩和期間を設けておりますが、今この3月31日でその期限が切れるわけですが、現下の経済情勢、市内の3件の状況等を勘案をしまして、この緩和の措置をもう3年間延長しようとするものでございます。

平成27年3月31日まで3年間延期しようとするものでございますので、よろしくお願いします。

次に、議案第12号でございます。郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案の理由ですが、温泉施設の使用料等を改めるため、この条例を定めようとするということでございます。

おめくりいただきますと、改正の部分がございます。ちょっとこれだけではわかりにくうございますので、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、料金の改定の部分からございまして、新旧対照表の3ページをごらんください。この別表第1では、温泉の使用料、1回使用料が規定をされております。ごらんのように、各温泉施設の1回の使用料が大人、子どもそれぞれに定められておりますし、また明宝温泉湯星館については、岩盤浴の1回料金も定められております。

それぞれの利用料金だったものを左側改正案では、やまと温泉やすらぎ館、湯の平温泉、日本まん真ん中温泉「子宝の湯」、明宝温泉湯星館、4館共通で大人個人1人650円、子ども1人350円という金額、また明宝温泉湯星館の岩盤浴利用については、1人700円と規定するものでございます。

そして、その使用料の横ですが、新たに団体（20名以上）というこの規定を新たに設けようとするものでございます。さっきの4館につきまして、大人1人550円、子ども1人250円、湯星館の岩盤浴利用については1人600円という、こうした料金を新たに設定しようとするものでございます。

別表第2については、変更はございません。

もう1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。別表第3では、使用料の特例として12回回数券あるいは53回の年間パスポートの料金を温泉ごとにそれぞれ規定されておりますが、この改正では別表第3の表をすべて削除するというものでございます。

ちょっとお戻りいただきまして、新旧対照表の1ページをごらんください。第4条では、休業日を定めておりますが、その中で湯の平温泉ですが、「毎週木曜日」というものですが、改正では「毎週木曜日（この日が休日に当たるときは休業しない）」。それから、明宝温泉湯星館でございますが、「毎月第1及び第3水曜日」とありますのを、改正では「毎週水曜日」と改めるものでございます。各温泉の利用の実態、地域の状況に応じまして改めようとするものでございます。

また、第8条でございますが、ここは使用料に関する規定でございます。8条第2項、現行では「使用料の特例は別表第3に定めるとおりとする」としてありますが、改正では、第2項、「前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる額の範囲内において、使用料の特例として回数券等を定めることができる」ということで、先ほど別表第3は廃止をしますが、別表第1、1回料金のその範囲内において、使用料の特例として割引回数券を定めることができるという規定とするものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、対照表の2ページでございます。第16条の第2項で、「別表第1から別表第3まで」とございますのを、「別表第1及び別表第2」と文言を改めるものでございますし、第3項の2段目ですが、「利用料金の減免または還付をすることができる」とありますところに、「利用料金の減免・割引または還付をすることができる」と、新たに割引という言葉を入れまして、割引回数券の利用を設定することができるということをここで規定するものでございます。

恐縮ですが、もう2枚おめくりいただきまして、先ほどの青い表紙の次のページでございます。一番下の附則のところでございますが、施行期日、1、この条例は平成24年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の規定により交付されている回数券、パスポート、年間利用券等の改正後の郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の相当の規定により交付したものとみなし、その利用回数等はなお従前の例によると。4月1日から改正を施行いたしますが、その時点で持っているこれまでの回数券とかパスポート等は、これまでと同様に有効に使うことができるということを規定をさせていただいております。

以上、申し上げましたが、新たな料金の設定を、指定管理者が新たな料金を設定することができますけど、それはあくまで市長の承認を得た上でそうした料金を設定するというところでございまして、営業努力によりサービスの向上または経営の安定を図るような料金体系をつくることのできるような道を開くものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 次に、議案第13号、14号についての説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、老朽化に伴い、市営小野住宅を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚をおめくりいただきまして、別表、小野住宅の項を削除するものでございます。この条例は、24年の4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表を見ていただきまして、小野住宅、小野7丁目1番地6を今回削除するものでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、位置図、現況写真等につきましては、参考資料としてお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第14号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、老朽化に伴い、畑佐団地及び二間手住宅を廃止するため、並びに上沢団地3号棟の家賃を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1ページの新旧対照表を見ていただきますと、第2条の畑佐団地、明宝畑佐211番地の4、二間手住宅、明宝二間手308番地の7を削除するものでございます。別表1の9条関係でございますけれども、家賃でございますが、畑佐団地2万円、二間手住宅1万8,000円をそれぞれ削除しまして、上沢団地3号棟でございますが、「21年度1万6,000円、22年度以降1万8,000円」を「3万6,000円」に改定するものでございます。

なお、この条例につきましては24年4月1日から施行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、位置図、現況写真につきましては、参考資料としてお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 次に、議案第15号についての説明を求めます。

環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について。

郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、簡易水道施設の統合事業で進めようとしております高鷲町高鷲北部簡易水道施設の認可変更申請に伴い、給水区域等を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表のほうをごらんをいただきたいと思います。右側が現行、旧でございますが、表にアンダーラインがございます、高鷲町の西洞簡易水道、ひるがの簡易水道、上野簡易水道、それから板橋の飲料水供給施設をハード統合いたしまして、左側でございます高鷲北部簡易水道、給水人口が1,022人、日最大給水量が1,100立米をするものでございます。今年度認可変更を行いまして、平成24年度から事業着手をしようとするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午後 0時00分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（池田喜八郎君） ここで日置市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 先ほどの私の冒頭の予算編成方針の説明の中で、1点誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

市税収入の見込みを申し上げましたところで、市たばこ税に関連するところで、本来、平成22年度のたばこ税の引き上げに伴う云々と申し上げるべきところを、誤ってどうも平成23年度のたばこ税の引き上げに伴うというふうにならざるを得ないというふうでございますので、謹んで訂正をさせていただきます。平成22年の10月1日から引き上げになっておったわけでございますが、23年度と申し上げたよ

うでございますので、正しくは平成22年度のたばこ税の引き上げに伴うというふうに訂正をさせていただきます。済みませんでした。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第16号から19号までの4件につきまして説明を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第16号をお願いいたします。議案第16号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の全部改正について。

郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援事業が同法に位置づけられたことに伴い、施設の設置及び管理に関し、所要の規定を整備するものでございます。

めくっていただきたいと思っております。全部改正でありますので、従来、今冒頭で申し上げましたように、郡上市の心身障害児通園施設ということで、この2条の真ん中に書いてございます、ひまわり教室、大和、白鳥、美並のこたばの教室の施設でありますけれども、自立支援法の中で位置づけられておりました。先ほどお話ししましたように児童福祉法ということで、療育を目的とした、いわゆる子どもさんの療育的な施設というふうで児童福祉法に法が改正されたことに伴い、全部改正をさせていただくものでありますので、よろしくをお願いいたします。

なお、第2条のひまわり教室の位置のところが従来4でありましたが、今回新しく隣といいますか、ほとんど同じ敷地内ではありますが、そこで変わりましたので、枝番が4から5になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第17号でございます。郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地域密着型サービス運営委員会の委員、それから身体障害者相談員及び知的障害者相談員の報酬を定めるため、この条例を定めるものでございます。

おめくりをいただきますと、1枚めくっていただきますと、別表中と書いてございますが、新旧対照表を見ていただきたいと思っております、1ページですが、この中で旧のほうでは介護認定審査員の下は空欄になっておりますが、そこに新たに地域密着型サービス運営委員会ということで委員の方の日額6,000円、それから下のほうでございますか、身体障害者相談員、知的障害者相談員月額2,040円ということでの報酬を定めさせていただくものでございます。

地域密着型サービスといいますと、皆さん方一番わかりやすいのが最近、去年の9月に白鳥の那

留ヶ野でできた施設がございますけれども、いわゆる地域住民の方が入所をできる施設ということでの地域密着型施設ということでありますが、そういう施設ができたことによりまして、この運営委員会が市としていろいろ指導でありますとか、これからの施設がしっかり運営していくための委員会というようなことの目的を持ちながら、この委員会の中で検討していただく、また審査していただくこともあればしていただくというものでございます。

それから、身体障がい者及び知的障がい者の相談員に関しましては、従来岐阜県のほうで委嘱をされたおったわけでありまして、このたび一部の事務移譲ということで市町村のほうへ事務移譲ということでまいりました。それでそれぞれ身体障がい者の相談員のほうは24年の6月30日、知的障がい者につきましては、24年の5月31日が一応任期の時期でありますので、それ以後、市のほうとしてこの委嘱をさせていただくという形になります。

なお、月額につきまして、他の委員の方たちよりも非常に報酬が少ないというふうに受け取られるというふうに思っておりますけれども、このことにつきましては、今現在、岐阜県が出しております月額と同じ金額ということで定めさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

次に、議案第18号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日掲出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、第5期介護保険事業計画に基づき介護保険料を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

この資料の前に、皆さん方のお手元に介護保険事業計画、議会資料というのが置か出させていただきました。こちらのほうをちょっと見ていただきたいというふうに思います。簡単に概要だけ説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

きょう机の上に置いてあったと思いますが、よろしいでしょうか。議案の中で、新旧対照表をちょっと見ていただきたいと思いますが、1ページのほうであります、このちょうど中段のところを書いてありますものの(1)から(6)がそれぞれの介護保険料の金額でございます。今まで従来、基準額という言い方をしておりましたけれども、そのことを含めてちょっと御説明させていただきますが、よろしくお願いたします。

まず、資料のほうの6ページの円グラフが書いてあるやつをちょっと見ていただきたいと思えます。基本的なところですので、申しわけないですが、皆さん御承知のことやと思えます。この介護保険料の保険料を算出する大きな要点の一つとして、この財源構成というのがございます。この円があるように、市の場合はこの1号被保険者21%と書いてありますが、これが65歳以上の方ということで、郡上市のほうに保険料としていただくものになるわけでありまして。財源構成としては、国が20%でありますとか、県とか市が12.5%と、これはもう決まっておりますので、要は100

円かかるとすると、1号保険者は21円出しなさいと、こういう理屈がありますものですから、まずこのことをちょっと頭に置いていただきたいというふうに思います。

それで、今回改正に当たっての1ページにちょっと資料戻っていただきますと、被保険者数と要支援、要介護認定者数というふうに書いてあります。いわゆる要介護、要支援認定者数ということは、サービスを受ける方の絶対数を言っておりますので、この表は17年から書いてありますけれども、ちょうど23年ぐらいからも見ていただきますと、今回の24、25、26の要支援、要介護認定者数の推移ということで書いてございます。このような形で、これまでもそうでありましたけれども、郡上市の要支援、要介護認定者の方がこういうふうにしてふえていくということを実績持ちながら、推計をさせていただきます。

それから、めくっていただきまして、もう一つ大事な点が2ページでございます。2ページの第5期の計画施設等整備数って書いてあります。今5期の中で高齢者の方の福祉施設としては、一番上段のところ介護老人福祉施設30人以上とありますけれども、25年度に増1、20床と書いてあります。この計画を立てるときに今現在あります各郡上市内の事務長さん方の意向も聞きながら、1カ所、白鳥でありますけれども、20床を増床したいというお話がございました。郡上市の待機待ちの方々等々の数字を考慮いたしまして、この20床については介護保険計画の中で見ていくということで計画の中に入れております。

それから、4段目のところに認知症対応型グループホームと書いてございます。これは平成26年度に1施設でありますけれども、新たにこれは八幡地区でありますけれども、18人の認知症の対応型のグループホームをつくってきたいというお話がありまして、このことについても、さらに必要であろうということでこの期の計画の中に入れさせていただきました。

今までもいろんな議論がございますけれども、施設ができて、施設の中に入れていただきますと、どうしても在宅よりもサービス費がふえていくということもありますので、施設計画の中でこの2施設ができることによって、サービス料にも影響があるということだけ御承知をいただきたいというふうに思います。

それから、3ページから4ページ、5ページに関しましては、それぞれのサービス、いろんなサービスがあるわけですが、給付費でありますとか、どのくらいの人数であるとか、回数はどうであると、細かいやつが載っておりますので、ここはちょっと省略をさせていただきますけれども、こういうものもこの介護保険料を決めるに当たって試算の資料ということでありますので、よろしく願いいたします。

そうしまして、またさっきの6ページに戻っていただきまして、総給付費の推計という数字が、先ほどの財源構成の上の表でありますけれども、じゃあどのくらいのサービスの給付費が必要だということで上げた数字であります。平成24年度には33億8,800万円ほどの総給付費が必要であろうと

いうふうに見ております。25年には34億7,400万円、平成26年度には36億円ほどの給付費が伸びていくだろうというふうに見ております。このことは、先ほどお話ししましたように、要介護認定者の方もふえとるということも含めて、サービス料がふえていくというふうなことを試算としてあらわささせていただきました。

それで、議案の中の表と非常にこれは関連するわけでありまして、一番最後の11ページを見ていただきたいと思っております、資料の11ページを。資料の11ページを見ていただきますと、国の標準所得区分というのがあります。ここに所得段階で第1段階から第6段階というのがあります。この中の4段階のところ基準額というふうに書いてあると思っておりますが、ここが100%に当たるといいますか、基準額基準額と言っておりますけれども、その中の割合でいいますと、基準額は1.00というふうに書いてありますけれども、第4段階で、平成23年度までの第4期がその横に書いてあります、今までお話ししました3,200円、3,200円という言葉をよく出したと思っておりますが、基準額3,200円というのが、この欄に書いてあるのが23年度までのものであります。

右側の表を見ていただきますと、5期の24年から25年、26年ということで基準額というふうに書いてあります。第4段階のところ基準額として3,940円、今申しあげましたサービス給付費等々を計算していきますと、郡上市の第5期の介護保険の基準額については、3,940円という数字でお願いをしたいというものでございます。

それでもう一つ、低所得者対策ということで、今の表の第4期を見ていただきますと、斜めの線が一つ一つ入っておると思っておりますけれども、いわゆる1から6つの段階があるわけですが、郡上市の場合は第4期は1から6つの段階の中で、4段階をさらに2つに分けて、0.87、基準額の87%というところを見せていただきました。

今期第5期については、さらに第4段階のほかに第3段階でありますけれども、従来第3段階は75%、基準額の75%であったものを今回は75%の方と、それからさらに低所得者対策ということで0.65、65%の人をこの中で階層を入れさせていただきました。ですから、6段階があるわけですが、区分をそれぞれ3と4では2つに分けましたので、6段階であります、8区分ということでお願いをするものでございます。一番割合が低いのは、基準額からの50%であります第1段階、第2段階の方でありますし、一番多い方であります第6段階については従来と同じパーセントは同じであります、基準額の50%増しというようなことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それで、保険料につきましては、この表に書いてあるものについては、今御説明さしていただいたこの金額がこちらの新旧表に載っておりますので、参考にしていただければありがたいというふうに思います。

以上、簡単でございますけれども、介護保険料の条例の一部改正に当たって、特に大きく介護保険

料に関しましては、資料をもって御説明させていただきましたが、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、議案第19号でございます。郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

郡上市保健センターの位置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由であります。八幡保健センターの移転建設に伴い、施設の名称及び位置等を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表のほうを見ていただきたいというふうに思います。1ページのほうよろしくお願います。現在、あります八幡保健センター、住所が八幡町殿町46番地でございますが、今建設をしております新しい施設につきましては、名前の名称を総称として八幡保健福祉センター、位置につきましては八幡町小野6丁目2番地の5と定めるものでございます。

3条から9条の中の別表の第5条関係でありますけども、名称を「八幡保健センター」から「八幡保健福祉センター」と変えるものでありますし、区分の中の会議室、集団指導室等につきましては、新しい施設では多目的室、調理実習室等々に変えさせていただきました。それから、旧のところでは八幡保健センターは夜間も使えるようにしておいたわけですが、実際のところ夜間の使用がほとんどないというようなこともございますし、今小野地区には、例えば自治会の方が使っていたような青少年センター等々がございますので、管理上のことも含めて今の段階では夜間の使用については、今回はしないということでございます。

それから、高鷲健康管理センターについては、旧のところをちょっと見ていただきまして、2ページを見ていただきますと、研修室、調理実習室という言葉が2つ並んで金額が書いてございますが、実質的には別々、研修室は研修室、調理実習室は調理実習室ということで料金をいただいていたようにございますので、それにあわせてちょっと見にくいというようなところで線を入れさせていただきまして、あえて分けさせていただきましたので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

この附則ですが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、大変恐縮ですが、先ほどの18号のところの介護保険の関係でありますけども、附則のところをちょっと私落としましたので、申しわけないですが、よろしくお願います。附則につきましては、第1条、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

経過措置としまして、第2条、改正後の郡上市介護保険条例第6条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。平成24年度から24年度までにおける保険料の特例、第3条、令附則第14条第1項及び第2項に規定する、

第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料は、第6条の規定にかかわらず、3万732円とする。これが先ほど説明した第3段階のところの特例の話であります。

第4条で、令附則第15条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第6条の規定にかかわらず、4万188円とする。これは第4段階での特例を言っておりますので、よろしくお願いします。

大変申しわけない、前後になりましたが、申しわけございませんでしたが、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 次に、議案第20号、21号について説明を求めます。

教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 議案第20号でございます。郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、白鳥中学校の移転建設に伴い、学校の位置を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1ページおめくりいただきまして、改正条例でございます。別表2の白鳥中学校の項中、「766番地2」を「761番地1」に改める。附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行する。今現在の位置から上段の新しく建設中の校舎の位置に改めるということでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第21号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の委嘱基準を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

図書館法がございまして、図書館法におきまして公立の図書館につきましては、図書館協議会を置くことができるというふうに定められてございます。郡上市におきましては、その協議会を設置しているわけでございますが、このたび図書館法の一部改正がございまして、その協議会委員の委嘱基準は自治体の条例で定めなければならないというふうに改正をされたわけでございます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第4条の2項でございますが、協議会は委員10人以内をもって組織し、委員は郡上市教育委員会が委嘱するというところで基準はなかったわけでございますが、新のほうにおきましては、1号から3号まで設けまして、1号では学校教育及び社会教育の関係者、2号では家庭教育の向上に資する

活動を行う者、3号では学識経験のある者ということで基準を定めるということになったわけでございます。

なお、定数あるいは任期につきましては、それぞれ1項ずつ繰り下げをさせていただいているというものでございます。

1枚戻りまして、附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するとういことでございます。

経過措置としましては、改正前の条例で委嘱されている委員の方におかれましては、その任期が終了するまでの間は改正後の条例で委嘱された委員とみなすという経過措置が加えられてございます。

以上でございますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 次に、議案第22号について説明を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第22号でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり定めるものとする。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、住民基本台帳法の一部改正に伴いまして所要の改正を行うため、この規約を定めようとするものでございます。

めくっていただきまして、なぜ、この郡上市の議会であるということでございますけれども、これは地方自治法の第291条の第3項の中で、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるということがございますし、同じく291条の第11の中で議会の議決を経なければならないというものでございます。

内容につきましては、後期高齢者医療広域連合の負担割合のところ、いわゆる共通経費ということで各市町村が出しておる経費がございますけれども、その中の人口割のところがございます。共通割は均等割が10%、高齢者人口割が45%、人口割は45%に決まっておるわけでありまして、その中の人口割の中に住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口ということになっております。

今お話ししましたように、今回住民基本台帳法が改正されまして、外国人登録につきましては、新しい在留管理制度が7月9日から施行されるということに伴いまして、外国人登録原票というものを削除するというものでありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第2号から議案第22号までの21件については、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第22号までの21件については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託いたしました議案第2号から議案第22号までの21件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月15日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第22号までの21件については、3月15日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第23号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程26、議案第23号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第23号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただいて、1ページ目をお願いします。平成23年度郡上市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,027万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302億516万1,000円とする。

2項については、省略させていただきます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正、款項、事業名、金額もごさいます。事業名のところを読まさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事業名においては、老人福祉施設等整備補助金、これは開設が特養老人ホームが24年になったためということでごさいます、1,160万円。道整備交付金事業からまちづくり交付金事業までごさいますが、この利用においては、関係者と団体との調整に不測の日数を要したということで、繰り越しをお願いしたいものでごさいます。道整備交付金4,278万8,000円、2路線分でごさいます。合併特例道路整備事業で9,272万1,000円、4カ所分でごさいます。辺地対策道路整備事業6,525万4,000円、2路線分の繰り越しでごさいます。社会資本整備総合交付金事業1億6,212万4,000円、

1 路線分でございます。急傾斜地崩壊対策事業ということで97万5,000円、2カ所分でございます。まちづくり交付金事業1,600万円、これは1路線でございます。

災害対策事業債でございます。これは東日本の関係です、毛布の備蓄でございますが、全国的に発注が急増したために製造元の納入が困難になって、4月に納入されるという予定で繰り越しをお願いします。75万6,000円でございます。中学校校舎等整備事業でございます。これにおいては、今回の3次補正の中で大和中学の屋内運動場の関係の建設がございます。これは国の3次補正対応のために今回補正をお願いするものでございますので、その分の繰り越しでございます。3億9,467万3,000円でございます。現年補助災害復旧事業林業用施設分でございます、1,056万2,000円。現年補助災害復旧事業公共土木施設で9,543万2,000円でございます。合計で8億9,288万5,000円でございます。

続いて、次のページ、第3表、地方債の補正でございます。今回、起債の目的でございますが、目的、一般単独事業債ということで、変更後ですが、20億280万円ということ。その内訳として、これは合併特例債でございます。減額の3,770万円ということで、ここには県営事業、県道とか土地改良関係の中山間事業とか急傾斜地、また市の社会資本整備とかまちづくり交付金等の事業確定による減額でございます。

辺地対策事業においては、4億6,300万円ということで、減額の380万円でございます。ここは、石徹白線のバス購入とか、社会資本整備事業とか、また耐震性貯水槽とか、スクールバス等の購入の確定によるものです。補助災害復旧事業ということで、2億6,590万円減額の1,460万円でございます。これは災害復旧に係る事業確定でございます。過疎対策事業で1億9,740万円減額の1,440万円ということで、ここは携帯電話エリア整備とか耐震性貯水槽、スクールバス等々の購入の事業確定によるものでございます。合計でございます。40億3,910万円ということで、補正前と比べまして減額の7,050万円ということでございます。

続いて、10ページをお願いします。歳入、地方譲与税、地方道路譲与税でございます。これは21年に廃止に、地方揮発油税を譲与税に改められまして、その分の精算のための科目起こしでございます。

地方特例交付金でございます。1,511万6,000円の減額でございます。これは交付額の確定によるものでございます。

地方交付税でございます。2億9,437万5,000円の増額でございます。交付額の確定によるものでございます、普通交付税でございます。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金22万3,000円の増額でございます。農業費の分担金ということで県営土地改良事業と農地農業用施設災害復旧の分担金で、農地災においては20%、施設においては10%の負担でございます。土木費分担金で15万4,000円という、これは橋梁的な分、

美並の新羽根本線の簡水と下水の添架分でございます。総務費分担金169万5,000円の減額でございます。これにおいては、携帯電話等エリア整備事業の事業確定によるものでございます。

その下の負担金でございます。消防費負担金47万7,000円の増額です。災害対策費の負担金ということでございますが、震災市町村求償負担金ということで、東日本大震災のときの物資等の輸送を郡上市で行っておりました。その求償費でございます。

使用料及び手数料と、使用料、商工使用料225万7,000円の減額でございます。観光施設使用料と温泉施設使用料で、特に温泉施設で205万7,000円の減額ということですが、美並のまん真ん中温泉の施設改修による休館による入館者の減少等によるものです。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、減額の8,704万9,000円でございます。その内訳としまして、障害福祉費の負担金が2,000万円ということで、これは介護支援と給付・訓練等の事業の確定によるもので2分の1でございます。児童福祉費の負担金で減額の47万5,000円と、また児童扶養手当負担金で146万8,000円の減額ということで、交付決定によるものでございます。3分の1でございます。

生活保護費の負担金ということで、916万2,000円の増でございます。これは、平成22年の精算の追加の交付決定でございます。保険基盤安定負担金で135万円の減額でございます。事業確定によるものです。子ども手当費の負担金でございます。1億1,291万8,000円の減額ということで、子ども手当の関係でございますが、特に人数的なもので小学校の修了前において468人の減と、また中学校の修了前が減の665人というようなことでの減が主な要因でございます。

次いで、12ページですが、公共土木施設災害復旧費負担金2,370万6,000円の減額でございます。これは事業の確定で負担率については66.7%ということでございます。

国庫補助金、民生費の国庫補助金ですが、893万3,000円の減額でございます。障害福祉費の補助金で669万4,000円の減額です。これは日常生活用具の給付事業と日中一時支援事業の交付確定による減額でございます。児童福祉費の補助金で223万9,000円の減額でございます。母子家庭自立支援給付事業補助金と子育て支援交付金の確定による減額でございます。

土木費国庫補助金927万5,000円の減額でございます。内訳では、都市計画費の補助金で940万円の減額、また住宅費の補助金では12万5,000円の増ということでございます。これは都市計画のほうはまち交の関係と、また住宅においては公営住宅の家賃収入の補助金の確定でございます。

消防費国庫補助金570万円の減額です。これは消防施設整備補助金ですが、今年度耐震貯水槽の関係5基要望しておったんですが、2基しかできなかつたと、3基不採択ということになりました。東日本の関係での不採択ということでございますが、これにおける570万円の減額でございます。

教育費国庫補助金2億2,696万6,000円、教育費教育総務費の補助金でございます。特に内訳の中で安全・安心の学校づくり交付金ということで、これは白鳥中学校の改築部分の交付金の決定でござい

ございます。また、その下の学校施設環境改善交付金 1 億 2,085 万 1,000 円ですが、これは白鳥中学校の格技場の交付決定と、それと国の 3 次補正に対応するための大和中学校屋内運動場建設事業のものでございます。大和中学校は 1 億 698 万 5,000 円ということでございます。

県支出金、県負担金、民生費負担金ですが、95 万 1,000 円の減額でございます。その内訳としまして、障害福祉費負担金で 1,000 万円ということで、これは障がい者の自立支援給付金の確定によるものでございます。

児童福祉費の負担金で 23 万 8,000 円の減額でございます。児童入所措置費等の県負担金でございますが、利用者等による確定のものでございます。保険基盤安定負担金で 912 万円の減額ということで交付決定によるものでございます。子ども手当費の負担金として 159 万 3,000 円ということで、先ほど言いましたように交付決定の減額でございます。

県支出金、県補助金で総務費県補助金ですが、932 万 7,000 円と、総務管理費県補助金でございます。ここにおいては、市町村振興補助金がございますが、これは郡上考現学の市民講座が振興補助の対象になったということでございます。

また、自主運行バス総合補助金ということで、確定によるものでございます。それと大きな減額の中で、携帯電話等エリア整備事業費補助金ということで、1,014 万 7,000 円ということでございますが、これにおいても、事業確定 3 カ所が 2 カ所になったというような理由でのことでございます。

民生費県補助金でございますが、496 万 9,000 円の減額でございます。障害福祉費の補助金が 278 万円の減額ということで、ここでは地域生活支援事業の補助金でございますが、事業確定で大きいものでは減額の 334 万 7,000 円と、あとは障害自立支援対策臨時特例交付金の補助金ということでの事業の確定によるものでございます。

老人福祉費の補助金で 77 万円ということで、介護基盤緊急整備等の臨時特例基金事業補助金でございます。これは 10 分の 10 でございます。

児童福祉費の補助金においては、減額の 295 万 9,000 円ということでございますが、右側、特に大きなものの減額は、延長保育対策事業費の補助金ということで事業実績による減で 200 万円でございます。また、低年齢児保育促進事業補助金でございますが、130 万 9,000 円の減額ですが、2 園が未実施による減でございます。

それと、一番下の安心子ども基金の補助金ということで事業確定によるものでございますが、106 万 5,000 円の増額でございます。これは、高等技能訓練促進の関係でございます。

衛生費県補助金ですが、585 万 9,000 円の増額でございます。これは、子宮頸がん等ワクチンの接種緊急促進臨時特例交付金ということでございますが、これは被接種者の増加見込みということで、817 回ということで、2 分の 1 でございます。

農林水産業費県補助金ですが、132 万 7,000 円の減額でございます。農業費補助金ということで、

減額の509万円です。特に、ここで、学校給食地産地消の関係は、これは事業確定と、その下の、岐阜県の効率的乳用後継牛の確保対策においても事業確定でございます。

経営体の育成交付金においては、これは、当初3つの経営体を予定しておりましたが、1経営体になったということで、減額の174万3,000円と、また、鳥獣被害防止総合対策事業補助金は、恒久さくの事業が確定したということで328万7,000円の減額でございます。

林業費補助金においては376万3,000円ということでございます。産直住宅建設支援事業補助金ですが、減額の101万5,000円ということで、今年度が1戸ということでございます。

また、森林整備事業補助金において422万2,000円の減額でございます。これは、市有林の関係で、条件不利森林公的整備加速化事業は105ヘクタール当初予定しておったのを85.02ヘクタールの施業を行ったということでの減額でございます。

県産材需要拡大施設等整備事業の補助金900万円の増額でございますが、これは白鳥中学校の関係の県からの県産材需要の関係で、木材利用ということでの補助金でございます。

商工費の県補助金、170万円の増額でございます。商工費の補助金ということですが、これは市町村振興補助金でございます。郡上おどりと白鳥おどりが振興補助の交付を受けたということでございます。

土木費の県補助金、108万円の減額でございます。これは、住宅費の補助金、木造住宅の耐震補強工事の県補助ということでございますが、3戸予定していたのが耐震補強1戸分ということでの減額でございます。

消防費県補助金、320万円の増額でございます。これも同じく市町村振興補助金の関係です。ドクターヘリの離着陸場とエアータントの関係でございます。

教育費県補助金、22万2,000円の減額でございます。社会教育費の補助金でございますが、これも事業確定によるものでございます。

続いて、14ページですが、災害復旧費の県補助金169万3,000円ということで、農林水産施設災害復旧費補助金です。これは、農地農業用施設災害復旧の確定によるもので、補助率が農地災害78.2%、施設災が89.4%でございます。

県委託金、総務費の委託金65万1,000円の減額でございます。これは、統計調査費の委託金でございます。これは交付決定によるもので、基幹統計調査委託と調査員の確保対策委託金の関係でございます。

土木費の委託金ですが、150万円の増額でございます。これは、道路橋りょう費の委託金でございます。県の用地補償業務の委託料の委託金でございますが、業務費の確定によるものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で3,069万6,000円ということです。これは、基金利子

ということですが、当初0.15%で基金利子を見ておりましたが、利子のほうが0.02%から、大きいものでは2%あったということで、3,069万6,000円が見込めるということでございます。

財産売払収入でございます。不動産売払収入で284万7,000円の増額でございます。土地建物売払収入でございますが、ここでまず387万5,000円ということですが、これは、先般議会でも議決いただきました八幡町初納に簡易郵便局を開設される場所の土地のものでございます。

立木売払収入で102万8,000円の減額でございます。特に市有林の関係で、間伐材の利用ということで、当初880立米ほど見ておったという中で、825立米になったということでの減額でございます。

寄附金でございます。教育費寄附金150万円の増額でございます。教育費寄附金で、白鳥中学校の関係での受け入れでございます。

ふるさと寄附金235万8,000円ということでございます。これは、平成23年の4月から平成24年1月20日までを計上してございます。16件ということで、一番多いのは、一番下にございます地域づくり寄附金で10件ということで、134万6,000円というような形でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金ですが、補正額2億円の減額でございます。これは、普通交付税等々の計上の中で、当初2億3,116万3,000円を補正前においては繰り入れる予定をしておりましたが、交付税等の計上によって2億円を減額するというものでございます。

特定目的基金繰入金、減額の18万円でございます。郡上市ふるさと応援基金繰入金ということでございますが、これは、今年度行うさくらサミットが、東日本大震災の関係で中止になったということでの繰り入れの減額でございます。

繰越金でございます。9,915万1,000円ということで、前年度繰越金でございます。

16ページをお願いします。諸収入の受託事業収入、農林水産業費受託事業収入です。63万5,000円の減額でございます。林業受託事業収入ということでございますが、これは市有林の関係ですが、森林総合研究所の事業の不採択ということで、白鳥の水后山で下刈5ヘクタールでございますが、その分の金額でございます。

雑入でございます。1,514万8,000円の増額でございます。その内訳として、総務費の雑入が1,260万1,000円でございます。総務関係施設の管理費の雑入で、これは、携帯電話エリアの整備の事業確定によるもので、減額の102万円。また、県の市町村振興協会の交付金ということで、ジャンボ宝くじの収益金が736万円の増でございます。

災害派遣職員人件費負担金でございますが、626万1,000円の増ということで、これは、山元町といわき市へ職員を派遣してございます。その人件費分でございます。

農林水産業費雑入、14万6,000円の増ということで、これは、財産損害保険金でございます。白鳥のふれあいの館と、農畜産加工施設でございます。

商工費、雑入でございます。240万1,000円の増ということでございますが、これは、温泉施設物

品販売収入ということで、この355万円の減額というのは、美並の子宝の湯の関係が、施設修繕のため臨時休館をしておいたという部分の減額でございます。

市有財産損害保険金は、5施設の保険金の入ということで595万1,000円でございます。

弁償金においては600万円の増額でございます。これは、原子力発電事故にかかる損害賠償金ということで、肉牛の販売価格の下落に伴う弁償金ということでございます。これは、市の水沢上牧場分でございます。

市債、総務債においては1,350万円の減額でございます。内訳としては、辺地対策事業債として230万円の減額、過疎対策事業債として1,120万円の減額でございます。

農林水産業債においては550万円の増額でございます。合併特例債でございます。

土木債においては2,550万円の減額でございます。

道路橋りょう債において120万円の増額ということで、合併特例債と辺地対策債によるものでございます。

河川債は560万円の減額でございます。合併特例債でございます。

都市整備債においては2,110万円の減額で、これも同じく合併特例債でございます。

消防債においては、1,790万円の減額でございます。合併特例債で780万円、辺地対策事業債では820万円、過疎対策事業債では190万円のそれぞれの減額でございます。

教育債においては450万円の減額でございます。小学校債です。これは、辺地対策事業債で320万円の減額と、過疎対策事業債では130万円の減額でございます。

災害復旧事業債においては1,460万円の減額でございます。内訳として、公共土木施設災害復旧債で1,170万円の減額、農地農業用施設災害復旧債で290万円の減額でございます。

続いて、歳出でございます。総務費、総務管理費でございます。一般管理費が1,764万6,000円の増額でございます。節の中で主なものは、職員手当が1,995万6,000円と、また、19の負担金補助及び交付金の中の負担金で208万7,000円というようなことが形です。

これは、職員給与費において1,995万6,000円ということで、勸奨退職にかかる退職手当、組合の特別負担金等でございます。

それと、総務費の管理経費の中で、これは負担金関係でございますが、県と市の人事交流の職員の人件費の差額分が出てきたということで減額の208万1,000円でございます。

財産管理費においては、24万8,000円の減額でございます。特に、ここで大きなものは、委託料ということで530万8,000円と、備品購入が357万8,000円、それぞれ減額です。

積立金においては887万1,000円の増額ということですが、この中で大きなものは、条件不利森林公的整備加速化事業、先ほども歳入で言いましたように105ヘクタール、85.02ヘクタールに事業確定したということで、この分で業務委託料において537万1,000円の減額になるということと。

その下からは基金でございますが、これは、基金への積み立てということと、途中で、庁用車の整備事業というふうでございますが、ここにおいて今年度6台を更新したのですが、6台の事業確定による減額で394万4,000円ということで、これは備品購入でございます。

続いて、企画費でございますが、5,868万2,000円ということでございます。特に、ここでも大きなものは業務委託料が385万8,000円の減額と、備品購入費が213万5,000円ということと、負担金補助及び交付金の部分で6,487万5,000円ということでございます。

そこで、内訳として大きなものにおいては、バス運行経費において、事業確定によって170万4,000円の減額になっておると、また、地方交通線の車両整備事業ということで減額の220万1,000円ですが、石徹白線の車両購入の事業確定によるものでございます。

それと、地方交通対策経費ということで225万5,000円の増額ということでございますが、これは、特に大きなものは岐阜バス明宝・和良線運行経費の増加に伴うものの増額が大きなものでございます。

それと、長良川の鉄道の近代化整備事業ということで109万9,000円の減額ということですが、これにおいては、テスト安全輸送設備等の整備事業補助金の確定によるものでございます。これは、郡上市の負担率は0.51142ということですが、

それと、その下の長良川鉄道経営対策事業ということで6,295万5,000円でございますが、これは、23年度の経営損失額の見込みによるものでございます。これも郡上市の負担率においては0.51142、同じ負担率でございますが、ここで大きくふえておるという状況でございます。

情報管理費でございます。2,319万9,000円の減額でございます。ここにおいては委託料で、設計委託料でございますが、減額の133万7,000円。

また、工事請負費が603万7,000円の減額と、備品購入費で1,582万5,000円ということですが、これは携帯電話エリア等の整備事業におけるものでございます。事業確定と、3カ所が2カ所になったということの減額でございます。

総務費における徴税費においては、税務総務費で278万3,000円と、償還金利子及び割引料ということでございます。償還金において265万9,000円と還付加算金で12万4,000円ですが、これは、市税過誤納還付金でございます。278万3,000円。所得税の更正に伴うものの還付でございます。

続いて、統計調査費においては財源内訳の変更のみでございます。

基幹統計調査費においては60万6,000円の減額ということで、工業用統計調査と経済センサスの交付決定による減額でございます。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費においては1,347万6,000円の減額でございます。これは繰出金で、国民健康保険特別会計の繰出金でございます。

障害者福祉費、4,099万6,000円ということでございますが、ここで主な大きなものは扶助費で、

4,000万円の増ということでございます。ここは、2段目の自立支援給付介護支援事業で5,000万円の増ということでございます。これは、生活保護とか施設入所支援、居宅介護事業者数の平均単価の増加による増額という形で、扶助費でございます。

また、自立支援給付訓練等給付事業においては減額の1,000万円ということで、自立訓練とか就労移行支援利用者の減少による減額でございます。

老人福祉費でございます。767万2,000円の増額でございます。これは、後期高齢者医療事業ということで、減額の753万6,000円と、また、介護サービス特別会計の繰出金ということで1,520万8,000円の増額でございます。

老人福祉施設整備費で222万9,000円の増額でございます。これは補助金でございますが、介護老人福祉施設等整備補助金ということでございます。これは、特別養護老人ホームは24年の開設になったということでの減額でございます。

介護保険事業費として59万9,000円の減額です。これは、介護保険特別会計の繰出金でございます。

民生費、児童福祉費でございます。976万1,000円の減額でございます。特に大きなものは、補助金の分の908万2,000円ということです。その中でも大きなものは、低年齢児の保育対策事業ということで261万8,000円の減額ですが、これは、保育士の加配がなかったということで、低年齢児の受け入れに対しての保育士の関係でございます。

また、その次のページに、延長保育事業のところ、事業実績によって300万円の減額でございます。

続いて、児童措置費でございます。1億427万6,000円の減額です。特に大きなものについて、業務委託料と扶助費ということですが、子ども手当においては、先ほど言いましたように、小学校、中学校の人数が減少したということで、減額の1億1,195万2,000円、また、児童扶養手当の給付事業においても357万4,000円の減額ということでございますが、ここにおいても13人ほどの人数が減ったということでございます。

それと、民間保育所運営費ということで、1,100万円の増でございますが、入園児童の増加ということでございます。28人ほど増加したということでございます。

保育園運営費においては、225万円の減額です。ここにおいては賃金でございます。これは西和良保育園の休園に伴う減額でございます。

生活保護費、生活保護総務費でございます。113万7,000円の増額でございます。これは、償還金ということで、生活保護事務経費ということでございます。

扶助費でございますが、これは財源内訳の変更のみでございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で4,059万9,000円の減額でございます。これは負担金とい

うことですが、負担金が1,066万6,000円の減額と、また、繰出において2,993万3,000円でございます。特に繰出になるのですが、病院会計の関係で1,066万6,000円と、また、簡易水道の関係で2,993万3,000円という繰出の減額でございます。

予防費においては1,833万7,000円の減額でございます。大きなものにおいては業務委託料ということでございます。

予防接種の事業ということで、これが委託料ですが、1,423万円の減額ということで、これは、高齢者肺炎球菌と子宮頸がんの予防、また、日本脳炎ということでございます。当初の見込みより、今回5,530回ほど減るという形でございます。

また、下の3段目のがん検診、これも委託料ですが、減額の510万7,000円ということです。これも胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診ということで、896人ほどの見込みの減額でございます。

環境衛生費においては、1,041万8,000円です。これは、下水道特別会計への繰出ということで、個別排水と小規模という関係の繰出金でございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費でございます。496万8,000円の減額でございます。ここで大きなものにおいては、経営体の育成交付金事業ということで174万3,000円でございます。当初3経営体で見ておったのが、1経営体ということで事業確定でございます。

総合鳥獣被害防止施設整備事業ということで、減額の328万7,000円ということで、恒久さくの防護さくでございますが、7,169メーターということで事業確定による減額でございます。

農業施設費ということで14万7,000円の増額ですが、これは、農畜産加工と販売施設のものの修繕の負担金でございます。

畜産業費、24万円の減額でございます。牧場管理費は、これは財源内訳の変更のみでございますが、優良家畜導入事業ということでの24万円の減額でございます。10トンが4トンになったということでございます。

農地費、農地総務費が521万7,000円の減額でございます。ここは、下水道特別会計への繰出金が666万7,000円と、また、財産処分補助金返還ということで、美並の福野農村公園の一部財産の処分による補助金の返還でございます。

土地改良費でございます。581万6,000円の増額でございます。負担金でございますが、これは県営の郡上南部広域営農団地の農道整備事業と、また、県営中山間の関係の事業の確定によるものがございます。

林業費、林業振興費でございますが、2,967万6,000円の減額でございます。補助金の減額は2,917万6,000円ということです。特にここは造林推進事業で減額の624万円ということで、間伐等の事業量の減少による減額と。また、市が行っている間伐推進特別対策事業でございますが、減額の720万円ということですが、これは、事業量はふえたんですが、単価の低い齢級が多くなったた

めの減額でございます。

有害鳥獣捕獲奨励金事業ということで、1,420万6,000円の減額ということですが、ここは、本年度の頭数の確定によつての減額でございます。特に大きく減つたのが、イノシシが715頭ということの減数でございます。当初1,040頭見ておつたのが325頭の捕獲になつたということが大きな要因でもございます。

産直住宅建設支援事業ということで減額の203万円ということで、これは、今年度1棟のみということでございます。それに伴う減額です。

商工費です。商工振興費、95万円の減額ということでございますが、商工振興イベント開催支援でございます。白鳥の春まつりが23年度は中止になつたということでの減額です。

観光費においては569万5,000円の減額でございます。これもイベント開催事業と、さくらサミットの中止と、イベントにおいては、めいほう音楽祭の中止ということでございます。

観光施設費においては、275万円の増額でございます。大きなものは、賃金が300万円、また、負担金で500万円ということでございます。特に、温泉施設管理運営費においては275万円ということでございます。これは、みなみの修繕による休館によつて賃金の減額と、また、販売購入費等の減額がございまして、この賃金と需用費、燃料費の辺が減額になってくると。

また、負担金において、やまと温泉やすらぎ館において、漏水に伴う設備浴槽の修繕を早急に行わなければならないということで、市の負担金が500万円ということでございます。

土木費の土木管理費ということで、土木総務費、814万4,000円の減額でございます。これは繰出金ということで、下水道特別会計への繰出の減額でございます。

続いて、次の26ページをお願いします。道路橋りょう費、道路橋りょう総務費でございます。財源の内訳の変更のみでございます。

道路新設改良費ということで156万3,000円の増額ということですが、ここにおいては工事請負費が315万6,000円ということと、また、補償補てん及び補償費で200万円の減額ということですが、大きなものは、社会資本整備総合交付金事業ですが、4路線の事業の確定に伴うもので115万5,000円の増額という形でございます。

除雪対策費においては、1億381万6,000円の増額でございます。業務委託料が1億251万6,000円ということですが、道路除雪ということで、除雪費と、凍結防止剤の不足による増額でございます。

河川費、急傾斜地崩壊対策事業で600万5,000円の減額でございます。これは、公共急傾斜地の崩壊対策事業の事業確定によるものです。4カ所ということで小瀬子と郡上特別支援学校と大和南小学校、八坂の4カ所の部分の事業確定によるものでございます。

都市計画費、都市計画総務費では2,710万9,000円の減額でございます。ここは、大きなものでは、業務委託料で1,715万3,000円の減額と、また、工事請負費で880万円というようなことでございま

す。業務委託と工事請負においては、白鳥の長良川鉄道の第1白鳥踏切の事業確定によるものという形でございます。ほかについては、為真二日町線の工事費と用地補償費の確定によるものという形でございます。

土木費の住宅費でございます。住宅管理費、620万8,000円の増額でございます。大きなものは繰出金の788万8,000円で、宅地開発費の繰出金が増額になっておるといことと、また、木造住宅の耐震補強工事の補助金ということで、これは3戸の予定をしておったのが1戸になったということで、168万円の減額でございます。

消防費ですが、消防施設費、2,310万2,000円の減額でございます。工事請負費が1,140万円と、また、備品購入費においては1,270万2,000円の減額ということと、特に工事費においては、耐震性貯水槽を5基要望しておったのですが、3基が未採択であったということでの減額でございます。

また、備品購入においては、小型動力ポンプ積載車でございます。当初8台見ておったんですが、2台を納入できなかったと、東日本の関係で、今年度、積載車をつくっておらなかったという時期がございました。そのために2台を先に送ったということでございます。

災害対策費においては、財源の内訳の変更のみでございます。

教育費、教育総務費の事務局費でございます。これにおいても財源の内訳の変更のみでございます。

学校通学対策費として406万6,000円ということでございます。備品購入です。スクールバスの確定によるものがございます。高鷲小と明宝小学校の関係でございます。

中学校費で、学校建設費3億9,079万3,000円ということの増額でございます。ここでは、設計管理費においては278万9,000円、また、工事請負費で3億8,603万1,000円ということでございます。これは、大和中学の国の3次補正に対応する分でございます。備品購入費については129万9,000円ということで、白鳥中学の関係のミーティングテーブル等を購入する部分でございます。

教育費の社会教育費でございます。社会教育総務費は211万円の金額でございます。社会教育団体の育成事業でございますが、これは、女性の会とか青年団活動への助成でございます。事業の確定によるものです。

公民館費においては219万2,000円の減額ということでございます。特に公民館活動経費とか生涯学習振興事業、郡上学推進事業の事業の確定による減額でございます。

図書館費においては、財源内訳の変更のみでございます。

文化振興費においては、94万2,000円の減額でございます。ここにおいても文化振興事業と白山・歴史文化研究事業ということでございます。文化振興においては、短歌大会とか、飛騨・美濃歌舞伎大会の事業確定と、また、白山・歴史文化研究においては、白山文化フォーラムの確定による減額でございます。

文化財保護費においては10万円の減額でございます。これは、事業の確定によるものです。

社会教育施設費ということで、194万2,000円の減額でございます。ここにおいては、工事請負費の111万5,000円というような形でございますが、これは社会教育施設整備事業と文化センター施設整備事業ということでの改修工事等々による工事の確定によるものでございます。

保健体育費、体育施設費でございます。404万8,000円の減額ということでございます。ここにおいては、高鷲の子どもプールの解体事業の確定による減額でございます。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費です。農業施設災害復旧費で168万7,000円ということで。これは、農地災1カ所、施設災4カ所の確定によるものでございます。

公共土木施設災害復旧費ですが、減額の3,554万3,000円ということでございます。これは現年の補助災害、公共土木でございますが、道路災害復旧が47件、また、河川災害復旧21件の事業の確定によるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 年度末の補正ですので、事業の確定ということが多いわけですが、その中でも、どういう事情でそうなったのかというようなことを教えてください。3点ほど。

1点は、この事業概要説明一覧表の9ページの、事業番号が41160、予防接種事業の高齢者肺炎球菌の、当初は7,148回を見込んでおったのが、1,300回ぐらいになる予想であるということですが、これが極端に少ないので、PRが足らなかったのかな、あるいは対象者の人が、その予防接種は受けんわいというようなことだったのか、その辺の事情を、わかれば教えてください。

10ページの53270、産直住宅建設支援事業で、これ当初30棟見込んでおったのが1棟に終わらせたということで、極端にこれも少ないので、この実績の背景にあるものはどういうことがあるのかということ。

そして、12ページの社会教育団体育成事業で、これも補助金確定による減額ということですが、これも3分の1しか補助金が執行されていないということは、女性の会の活動、あるいは青年団の活動は少なかったのか。補助金制度に変更があってこのような結果になったのか、その辺の事情とどうか、背景がわかれば教えてください。

○議長（池田喜八郎君） 順次答弁を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 高齢者の肺炎球菌につきましては、65歳以上の高齢者の方と、60歳から40歳の方の特定疾患のある方ということで、当初、それらの、人数的には1万4,300人ほどみ

えたわけですが、予算の中では全員が受けられんやろうということで、50%ぐらいの予算を見ておったわけでありまして、結果的に言いますと、当初のその7,148というのは、今言いましたように、全体の各50%ぐらいを見立てた数が7,000になるわけですが、結果的にこの12月までの実績から言いますと、750人ぐらいの方が打たれたということが実績でわかってきました。

それで、今回、これからの時期については、これ以上ふえてくることは余りないやろうということで、ここで補正で減額をさせていただいたわけでありまして、この肺炎球菌のワクチンについては、まだ新しい予防接種ということでありましたけれども、お聞きすると、既に、もう少し何年か前に私は打ったわいという方もみえましたものですから、実態的に我々が想像した5割という想定が若干多かったなというふうに思っております。

ただ、それぞれの医療機関には、高齢者の肺炎球菌のワクチンもありますよというようなことは掲示をして張ってありますものですから、それだけで病院へ行かれるということはひょっとしてないかもしれませんが、何らかの形で行かれた方に対しては、そういうものは見ていただけたかなというように思いますけれども、中には余り高齢過ぎる方については、お医者さんの判断の中で、実際の話としては、打たんよという方もみえたようであります。

ただ、このことについては、せつかくこういうふうに予算をいただいたわけでありまして、これからさらに、また来年度に向けてもPRに努めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 産直住宅の件でございますが、現在、産直住宅につきましては、白鳥のほうで産直住宅のほうに、県のほうに加盟をさせていただいておりまして、事業を実施していただいておりますが、県が3万5,000円、市が3万5,000円補助しまして、1棟当たり7万円を補助しますよという事業でございます。

それで、当初30棟見込んでおったのが1棟になったということでございますが、実は、これまでは県産材の証明があれば産直住宅として補助金を出しますよということでございましたが、県のほうが23年度から性能表示権ということで、例えば曲げなどの抵抗力なんかを機械ではかりまして数値化していくというものを使ってくださいということになりまして、そうなりますと1棟当たり7万円をもらっても余りメリットが出てこんようになったというようなこともございまして、今回この棟数になったということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 社会教育団体の育成事業の減額補正でございますが、これにつきましては、大きいものは女性の会でございます。予算計上のときには、和良地域、八幡地域の女性の会がございまして、結果的に和良地域が解散をされまして、郡上市としての女性の会というこの連合が

成り立たなくなったということでございます。

補助金としましては、八幡の女性の会に対しましてはお支払いをしておりますが、その和良地域、それから、郡上市全体の補助金としては、そういう意味でお支払いができなくなったということでございます。

それと、もう一つ、青年団活動でございますが、これにつきましても白鳥地域、明宝地域、青年団がございましたが、白鳥地域のほうが解散をされたということございまして、いずれの団体につきましても、特に女性の会等につきましては、今後の大きな課題としてとらえさせていただいております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 事情はそれぞれわかりました。

しかしながら、施策としてすばらしいということで事業化されたというように思いますので、時代のニーズに合うような改善もしながら事業の執行に努めていただきたいというように思います。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 14ページ、歳入の件でございまして、先ほど説明いただいておりますが、土地売却収入の387万5,000円、これでございますが、これは既に説明もいただいておりますが、簡易郵便局の開設ということを目前にされまして、相当緊急性の高い案件ということで、安くこれは払い下げておる事情がありますが。

この現状ですけれども、たしか例の旧のJAの石油のガソリンスタンドがあった用地を市有地と交換しまして、その部分について、市有地部分については払い下げの取組をとられたと、こういう経緯があったというように思うのですが、230平米ほどなのでございますが。

これは、現状を見ますと、事業の進捗という具体的な形では見えていないということで、当該地域においてもいかなる理由なのかという若干のお話しもございまして、既に、その隣の土地はまだJAの土地でございまして、看板が立っています、「販売地」ということで、「JAに連絡ください」という、そういう表示もあるものですから、あれあれというような若干疑問がございますが、それは、払い下げも計画があるというように思いますが。

いかなる時期においてそういう施設を運営するのかという、そういう見通しの中で払い下げをしたというふうには私は理解しておるわけでございますが、その辺の経緯について、今後どうなのかという点で、できれば、事情があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。これが1点。

歳出に関しましては、事業説明書のほうで、概要説明書のほうで質問いたしますが、一つ、これは子ども手当ということで、大変大きな金額が減額されております。したがって、これは、理由にもありますように、内容が変わってきたということと、対象人員が減少したという、そういう双方の理由が書かれておりますが、延べの人数ということなのですが、私は現在の人数を計算させていただいたのですが、3歳未満、あるいは小中学生合わせますと6万2,641人が交付対象と、こういうふうになっておりますが。

よその地域でややも、すべて申告をしていないというような事情の中で、交付がまだされていないものが残っていると、こういう事情が聞こえてくるわけではありますが、郡上市においては、そういうものはゼロと、すべての対象児童にすべての金額は払われたと、こういう結果であるかどうか、これ確認でございます。

それから、もう一つは大したことはないとは思いますが、概要説明の10ページなのですが、福野農村公園ということで、財産処分に関する補助金の返還と、こういう説明がございます。

これは、地域的に言いますと福野は美並でございますが、最近火災が発生しまして、その近隣にそういう公園があるやに私は思っているのですが、それがいかなる事情で補助金返還というような形での理由が発生したのか、これが事情があれば、その辺の件についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 順次答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 先ほど、土地売却収入の件で八幡の初納の関係でございます。

まず契約させていただいて、11月18日に入金が済んでおります。その前から郵政のほうへ手続を踏んでおりました。ようやく内定をいただいた状況でございます。簡易郵便局を開いてもいいですよという内定をいただきまして、市のほうへも写しをいただきました。

そこで、これからその辺のことが、簡易郵便局を開くためにいろんな作業が進んでいくという状況で、必ず開業していただけるというように考えてございます。

○議長（池田喜八郎君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 子ども手当の関係でありますけども、国のほうの金額がいろいろ変りまして、当初、うちのほうの予算と実は変わった点がございます。

御承知のように、3歳未満と、3歳から12歳、それから、中学生と大きく分けると3つの区分があったわけですが、当初の23年から9月までは、3歳未満は1万3,000円ということでございました。その後制度が変わりまして、10月からは1万5,000円というふうになりました。

3歳から12歳は、1万3,000円から、1子、2子が1万円というふうになりました。第3子だけが1万5,000円、そして、中学生は、当初は1万3,000円ということでありましたが、1万円という

ふうになりました。

この予算の中に書いてあるように、その前の、当初、ちょうどきょう、今ぐらいですか、新年度予算を組むときには1人当たり2万円というようにお話しもございましたものですから、うちの予算も実は2万円で組んでおりましたものですから、その分、実際いただいた政府が決めた金額とそこで差が出てきたということで、非常に大きな数字になっているというのは現実だとも思います。

それから、未交付の方がみえるかというお話しですが、郡上市は、残念ながらまだ5世帯ぐらい、この間まで12世帯でありましたけども、5世帯の方がまだこちらのほうへ申請をされておられません。

それで、12月ぐらいから積極的にお電話を差し上げたり、いろんな情報で、とにかく申請をしていただきたいということでお願いをしておりますが、ようやくこのところで、あと5世帯ぐらいまで整理ができてきましたけども、引き続き、3月までですので、出していただくようには努力をしたいと思っておりますけども、なかなか電話が通じなかったりとかということもございますけど、随時郵送であったり電話での問い合わせはしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 農村公園の関係でございまして、ここにつきましては、平成2年に旧美並町におきまして農村総合モデル事業ということで、福野農村公園という事業を1,206万円ほどの用地整備と公園整備で約1,500平米を整備されております。

そうした中で、福野地区の自治会から集会所等の要望がある中で、いろいろ適地がないというような経過の中で、平成10年に福野集会所というのを、建設を、今、農村公園の一角に建築されたということです。

それに伴いまして、平成17年から18年にかけて、国の会計検査のほうから、その農村総合整備事業等で、そういう整備した箇所について一斉の全国調査等がありまして、その中で、今回の福野公園が目的外使用に当たるのではないかという指摘を受けました。

その中で、今まで美並町時代におきましても、この建設に当たっては、県当局等とも協議はされたという中ではありますけれども、口頭等の協議の中で、そういう紙に書いたピシッとしたものはないという中で、県と東海農政局と国のほうとも何回となくいろいろ折衝をしておったわけですが、すけれども。

国のほうの、なかなか決定がおりなかったということで、ことしのちょうど7月ごろに農政局のほうから、農政局としての意向が出されたというのを受けまして、今回、その公園の敷地分741平米に該当するところの分に対する返還ということで、145万円ということになりました。

それで、市のほうとしましても、いろいろな経緯を説明する中で、今回、加算金等というようなことについては免除をしていただいたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 最初の例の簡易郵便局の開設につきましては、御答弁ございましたように、事業者についてはそういう意思を持ってあって、いろいろ手続き的に、あれも民間企業になりましたけど、局は。そういうことで、ようやくという話がございましたが。

ただ、当該地域があるわけございまして、それは、御承知のとおり、地域の住民が非常に便益を受けると、そういうことの中で要望もあり、そういうことについては市場価格から減じて、割安という特別条件をつけて販売したという、払い下げという経緯でございます。

そこで、郵便事業でございますから、今色々まだやっていますけど、どこにどういうふうに将来的に郵政事業が再編されていくのか、業務を展開するか、不透明です、国の扱いそのものが。金融、保険これはよろしいというような話がございすけども、郵便の事業についてはまた別だと、三社方式というのですか、いろいろ考え方はあるようであります。

この事業者は単純にあのときに私どもお聞きしたのは、郵便事業のすべてについて、できるだけ、商売って、いわゆる企業ではないのですけど、要するに事業として利益展開をしていかないと成り立ちません、そういう事業は。

そういうことで、全体的な話として事業を構想されているというふうに私は考えておりますが、ただ、周辺にはいろいろ金融機関たくさんございすし、民間の金融機関もいろいろ事業をやっておりますから、競争関係、競合関係が当然出てくるわけでありまして、その辺については、言ってみれば、説明だとか、そういうことの事業がどの程度の規模で、どういう内容かという点については、まだまだ十分地元の皆さん方は承知をしてみえんというふうに私は理解しております。

ただ、切手販売みたいなこととか、一部の金融の出し払いだけの事業ということで、その部分を開設されるというような理解の仕方ですから、物は立派なもの、例えば事務所を建てなきゃいかんというようなこととか、その事務所の規模がどういうものとか、そういうものについてはまだ十分理解をされていないような経緯がございすので、その辺については、ある程度そういう点も含めて了解をとらないと、いろいろ、地権者同意とか、農地も隣にあるわけございすから、そういう点での手続きも当然出てくると思いますので、ていねいにやっていただきたいと、これは要望でございすので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、子ども手当については、今、説明いただきましたが、大変あのときは非常に混乱しましたね。何が何やらわからんような状態で予算を組まれたということは、これはわかります。

ただ、今お話しが出ましたように、漏れのないように、対象者の児童についてすべからくというのか、あまねくというのですか。そういうふうに適用していただくということでございすので、まだこれから請求を出すとか連絡するとかというようなお話がございましたが、件数はどの程度かわかるのですか、現在の時点で。

そういう未納分というか、これからまだ未払いの分というか、そういうものはわかっているのですか。それはまだないですね。5件で。

○健康福祉部長（布田孝文君） 先ほど説明しましたが、何か国のほうではどうか、全国平均結構高かったみたいですが、郡上市は幸いといたしますか、報道でされているような件数はなかったわけでありまして、2,939世帯対象がございますけれども、今のところあと5件ぐらいというふうになっております。

このことについては12月ぐらいから積極的に、12月ごろはもっとたくさんあったわけでありまして、担当のほうで電話をかけたり、電話がかかっても手紙を出したりとかしておりますので、今言われたように3月までの申請が可能でありますので、出していただくように努力をしていきたいというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 建設部のほうから説明いただいておりますが、例の福野の件ですが、ちょうど火災がありましたものでちょうどあそこへ行ってございまして、立派な公民館といいますか集会所がありますが、その周辺についての補助金返還という、扱いという説明を受けたのですが、これ会計検査で指摘されたとか、こういうことではないのですか。

そういうことで、例えばそういうものが発生したとかいうか、どういう経緯でそういう返還という措置がとられたのですか。

○議長（池田喜八郎君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 先ほども言いましたように、農林省というか、会計検査院が全国調査をやれたと、そういう農村総合整備事業で、追跡調査のような格好でやられた中で、建設は平成2年ですけれども、公園自体は。その平成11年から18年にかけてそういう調査があった中で指摘されたというものでございます。

○21番（金子智孝君） わかりました。合併前の話やな。

○議長（池田喜八郎君） いいですか。

○21番（金子智孝君） はい。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） 1点だけお聞きいたしますが、ただいまも火災というような声も出ておりましたけれども、概要書の11ページの下から4段目、消防施設整備事業の中で、耐震性貯水槽がどこにわたって事業未採択というようなことが出ておりますけれども、これは、新年度においては採択されるのか。

これは、この未採択の理由。例えば、これ、東北の震災において、そちらのほうへ物資が必要な
のでということで、時期を待つということならわかるのですが、そのほかで何か土地の問題等々で
の不採択になったのか、その辺について教えていただきたいと思いますが。

○議長（池田喜八郎君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、議員言われた土地の問題とか場所の問題等々においては何らの問題
もございません。

今回、東日本大震災が3月11日に発生した中で、5月以降においては、予算等々においても留保
という形で抑えられてございます。

今までも市等が要望したものについて、耐震性の貯水槽においては、ほぼ要求どおりの形で採択
していただきましたが、そういう理由の中で、今年度においては難しいということで、来年度も市
としては、その部分は予算要求を現状しておる状況でございます。

それで、100%絶対つくのかというのは、これは言いませんけど、そのような、つけていただけ
るような形で努力はしていきたいというふうに考えています。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 概要説明一覧表、非常に細かいことを聞きますけれども、9ページの下か
ら6つ目の41178、特定不妊治療費助成事業、これ全くくだらん話なのですけども、12月までの申
請件数は11件で、3月までの見込みが10件で10万円でしょ。すると、どう考えても210万円になる
べきところが200万円になっている。この計算の根拠。

それから、12ページの95121、郡上学推進事業、応募者少数の講座未実施等による減額とありま
すけれども、この応募者少数の講座未実施の内容、どういったことで、詳しく教えていただきたい
などと思います。この2点です。

○議長（池田喜八郎君） 2点について。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 特定不妊治療の助成金につきましては、当初予算の中では10件で、
1件10万円というような形で見えておったわけですけども、ここのところの実績の中で、申請件数が、
県のほうからいろいろ調査をしました結果、10件を既に上回るような状況が見えてきたというこ
とで、今つかんでおる件数的には12件ほど、12月までの申請件数は11件ということで、当初の10件よ
りは既に1件ふえているということが出てきました。

ですから、その後、まだ後3カ月ほどございますので、今の状況ではもう一人まだふえてきそう
な感じがありますものですから、今回10件すべてが倍になるかどうかわかりませんが、この状

況に合った場合には対応をしたいということで、補正をさせていただいたということで、説明がややこしかったかもしれませんが、実際の補正……

(発言する者あり)

○健康福祉部長（布田孝文君） この書き方として、3月までの見込みが10件掛ける10万円という書き方の……

(発言する者あり)

○健康福祉部長（布田孝文君） 当初は10件を予定しておったのですけれども……

(発言する者あり)

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

○12番（武藤忠樹君） いいです。

○議長（池田喜八郎君） 教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 郡上学の推進事業の関係でございますが、どの講座ということは申し上げが、ここには資料がございませんので、申しわけございませんが、いろんな講座をやる場合に定員を定めてございます。その定員に、例えば10名以上とか、あるいは5名以上とかという、講座によって定めてございますが、その定員に満たない講座があったということでございます。

○12番（武藤忠樹君） どういうことをやったか聞きたいわけ。書いてあるから、未実施はわかっているけど、どういった講座が人が集まらなかったかを聞きたいのです。

○教育次長（常平 毅君） 講座の内容ですか。

○12番（武藤忠樹君） そうです。

○教育次長（常平 毅君） 講座の内容は、今、資料を持ち合わせておりませんので、もしあれでしたら後ほどお答えさせていただきます。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

○12番（武藤忠樹君） はい。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） お願いします。歳入のほうで、3ページの一番下ですが、利子及び配当金、利息が0.02から2%までの幅でふえたのでという話しでした。

それは自然にそうやってふえたやつについてはふえてくるし、少ないのは0.02もあったのですけれども、そういうものの操作というものは絶対できないのかどうかひとつ聞きたいのです。

これだけで3,000万円ほどの利子が違ってきておりますので、そういう点の操作というのか、あれ書きかえは難しいことを聞いておりますけれども、その辺の利息の変動に対して操作ができないのかということを知りたいと思います。

続いて、4ページの東日本への職員派遣の費用は、どういうものが費用なのかということでお聞きをします。職員の給与は出ておるんやろうなと思いながら、そういうことでこれだけのものが出ておるのかなということの説明してください。

それから、7ページの歳出ですが、長良川鉄道の経営対策事業、これは23年度の経営損失額の見込みということが書いてあって、1億2,000万円ほどの損失があったというようなことで、これだけ郡上が持ったということですが、この内容をお聞きしたいと思います。

それから、9ページ、上から4つ目、保育所運営費なのですが、入園児童の増加による増額ということで、少し20名ほどふえておりますが、今、子どもの数は減ってきているもので、僕は、これは公立の分が減ってこっちへ行っとるのかななんて思いながら、この事情についてお聞かせください。

もう一つお願いします。10ページ、上から4つ目の優良家畜導入事業なのですが、これも10頭が4頭と、ここには効率的乳用後継牛確保という大事な事業だと思いますので、どうして減るのかな、もうちょっとできんのかなというような気がしておるのですが、その辺の事情も教えてください。

○議長（池田喜八郎君） 順次答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今回の基金利子の関係で0.02から2%があったということで、非常に数的にはかなり、その基金の関係ございます。

それで、本当に0.02から0.1もございまして、2というものもございまして。それによって、当初予算のときには0.15という全体をそこで抑えておったということで行ってございまして、その辺3,000万円ほどふえたというのがまずです。

それと、借りかえと……

○5番（野田龍雄君） この操作はできんのかです。

○総務部長（服部正光君） 借りかえの件は、僕はちょっと、会計管理者のほうは今おりませんので……

○5番（野田龍雄君） おらんですか。

（「今おらんです」と呼ぶ者あり）

○総務部長（服部正光君） まず、その全般の話をさせていただいて、その辺の借りかえの、変えることになると、会計管理者になりますので、少々お待ちください。

その辺、0.02からあると、当初は0.15で全体を見ておったのですが、そういうような形でございます。

○議長（池田喜八郎君） 会計管理者につきましては、2時半から少しきょうは支払が7億円ほどあ

るということで業務に出しておりますので後ほど。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 民間保育所の運営費がふえておるということで、児童数もふえておるということですが、これは私立保育園のもちろん関係でありまして、ゼロ歳から3歳児の子どもさんの途中の入園があったということでもあります。

それぞれ年齢によって単価というのは決まっております、今支弁額という言い方をしておりますけれども、例えばゼロ歳の方が1人入られると、平均単価で17万3,000円という1カ月、そういう支弁額が出ます。

ですから、公立は、基本的には、幼稚園なんかは4歳、5歳、6歳ということでもありますので、公立、私立の動きというよりも、3歳未満児の方々がより早く私立のほうの保育園に入所がふえたということがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 効率的後継牛が10頭から4頭になったという関係でございますが、これは県の事業でございます、事業的には酪農経営の安定及び後継乳用牛の効率的な確保を推進するために雌雄の産み分けようの選別精液を交配した初妊牛の導入、自家保留に対して助成をするという、こういった県の事業があるわけでございますけれども、この事業に基づきまして、市も支出をさせていただいておりますが、県のほうで4頭しか認められなかったということがございますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 先ほどの東日本大震災に伴うこの職員派遣の経費でございますけれども、これは自治法派遣というふうな言い方をよくしますけれども、地方自治法第252条の17及び協定を結んで派遣をしておるわけでありまして、この場合は、職員派遣を受けた側が、その職員の人件費について負担をするということになっております。

そういうことでもありますので、郡上市からは、この宮城県山元町につきましては職員を3名、2カ月ずつ、6カ月間お送りをさせていただきました。

それから、この引き継ぎ期間というやつを相手方から求められたものですから、それも加算になります。

それから、福島県いわき市につきましても、3人の職員を2カ月ずつお送りをさせていただきました。

こうした、基本的にはこの人件費分です。これが山元町に派遣した3人の6カ月、重複期間を含む赴任旅費で、旅費規定に基づく相手方の負担分を含むということで、336万5,000円。

それから、いわき市分が289万5,000円、これ、それぞれの職員の現在の職位に合わせた給与で計

算して、それをまるきりいただくという格好になっておりますので、その分を請求し、その分を入金をするというところでありますので、よろしく申し上げます。

それから、長良川鉄道につきましては、大変大きな経営安定対策補助金ということで今回計上をさせていただいておりますけれども、23年度の売り上げの見込みが2億4,594万2,000円ということでございまして、これは昨年よりも、あるいは一昨年よりも売り上げは若干伸びておるといふ数字がございまして。

定期外運賃、それから、いわゆる雑収入といいますか、その他での収入がありまして、数百万円という程度ですけれども、そういうふうにしてあります。

こういうものに対しまして、販売諸経費を引く、それから、営業外収益、営業外費用、こういうものを差し引きまして、トータルの計上分としての損益の見込み額が2億7万3,000円という額となっております。

これに対しまして、特別損失、これは資産の圧縮とか、それから、その他の資産の除去をするものが特別損失に計上されるものがありますし、特別利益としましては、輸送高度化補助金、あるいは鉄道基盤整備維持事業費補助金、経営健全化補助金、その他、そうした国県の有利な制度事業を使っただいておる補助金等があります。

こういうものを全部差し引きをしまして、第二基金と言っておりますけど、鉄道経営対策事業の基金補助と、最終的にこれも入れ込みまして、差し引きが1億2,309万7,000円のいわゆる損失を見ているわけです。

これを沿線の市町の割り振りのパーセントで掛けまして、郡上市は0.51142ですから、6,295万4,268円というものを今回計上させていただいたということでございます。

このところの数年間の経緯を見ますと、昨年在6,783万8,000円、この時期にこのお願いをしておるところでありますし、一昨年在6,186万円という金額で、この3年連続で6,000万円を超える金額になってきております。

たまたま昨年よりは約500万円ほど少ない金額になれたということは、ある種のその経営の努力、あるいは節約ということについての会社側のそういう努力もあったのではないかとしようにして考えております。

いずれにしても、郡上市としまして非常に大きな負担を求められておりますし、財政の厳しい中ですので、今般計画策定をしております活性化計画と、そういうことの中で十分この土地の利を活かした新しい旅行企画、あるいはその他の収入を求める取り組みを相当努力していただくように取り組みをしておりますし、これからも一緒になってやっていかないかと思っておりますが、そういう状況の中で、今回の予算の補正をお願いさせていただいておるところでありますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（野田龍雄君） 後でまたこれお聞きをして、利率の問題はお願いしたいと思っておったのですが、今こういうものについては、これは非常に、こちらで動かせるようなものがたくさんあるんじゃないかと思ったもので、その辺の運用がどうなっておるかということをお聞きしたいと思ったのです。

それなりの努力をされておるといことは予測しますけれども、ちょっとお聞きして、どういう努力をされておって、少しでもそういう損失が少なくなるようにするかをお聞きしたいなということとは思っておりました。

それから、あとの件はお聞きしてわかったわけですが、この県の事業による優良家畜導入事業、これは県のそういう企画があって恐らくやられると思いますけども、恐らくそういう場合は、この地域の実情の中でそれがなされるということやもんで、市の指導なり、それなりの、せっかく枠があるなら取れるようにする努力が必要やないかと、そういう点では、市としてはどういう取り組みをされておるのかということをお聞きしたいと思う。

そういう中でことは4頭しかできなかったというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 会計管理者がおりませんが、副市長が答えますので、さっきの。

○副市長（鈴木俊幸君） 当然、基金等々につきましては、会計管理者において最も効率的に、効果的に運用するというのが原則でございますので、例えば定期預金にしたり、あるいは国債を買ったり、あるいは自治体の市債とか県債、そういったものを対応いたしております。

ですから、非常にこれは難しいので、例えば、国債でも、あるいは市債でもそうなのですが、どのタイミングで、これを持ち続けたほうがいいのか悪いのか、このタイミングは最もここで、いわゆる預け入れを変えたほうがいいのかどうかといったことを常に検討をいたしております。

ですから、最終的な決定はもちろん我々も相談しながらやっておるわけでございますけれども、今ほどお話がございましたように、例えば定期預金が満期になった段階では、次に預けるときには当然利率の見積もりを関係銀行からとりまして、最も有利なところへ預け入れをすとか、あるいは国債の状況等々を見ながら、このタイミングでここを買うとか、ここは、今度は売って、いわゆる普通の定期に戻すとか、そういうようなことを考えながら、できるだけ利子運用ができるように考えておりますので。

その辺については、今までのところは順調とか、いろいろ検討をしながら成果が上がるような方向でやっておるということでございますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 「県の事業で」と申し上げました県の事業でございますが、このものにつきましては1頭当たり4万円の補助をしていくということで、そのうち県が1万5,000円を見てくれるというものでございます。

これで、県のほうには当然要望もしておりますし、今後とも要望をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 余り関係ないことかもしれませんが、関連がありましたので、要望めいたことになりまうけども、お願ひいたします。

11ページの温泉施設の管理運営費のところですけども、灯油代の高騰による燃料費の高騰ということで補正がしてあるのですけども、温泉というところは、お湯をふんだんに使えるというところが、自分の家でお風呂に入るのと違って、皆さんの喜ばれることはよくわかるのですけども、この美並の子宝の湯はどういう施設になっているか私もわかりませんが、総体的に郡上の温泉というのはすごく湯量が多くて、湯量が多いということは燃料費も当然たくさん使うということになると思うのですけども。

都会のほうでは、本当に湯おけに、一杯ぐらい自動的に出ると、あとはとまってしまうというのが普通なのですけども、本当に、めいほう温泉はよく行くのですけども、隣の人にかかってしまうほど、後ろの人とか、シャワーなんかも勢いがよくて、いかにも湯がもったいないなということをいつも感じるのです。

今回も大変、赤字のところを、また、お客さんが多分少ない中をまた値上げされるということも先ほどお話しになりましたけども、そういうことも含めまして、この水栓のほうの改良もおいおいに考えていかれると、私は本当にいいことだと思いますので、燃料の高騰に関して要望をいたします。

○議長(池田喜八郎君) 要望で、答弁はよろしいですか。

○4番(田代はつ江君) はい。いいです。

○議長(池田喜八郎君) そのほか。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。

○15番(清水敏夫君) 一つだけ、初めての予算項目なもので、お聞かせいただきたいと思ひますが、5ページの原子力発電所事故にかかる損害賠償金というのが600万円、牛1頭にして60万円ずつということで、肉牛価格の下落に対する損害賠償ということですが、これはたまたま市営牧場の牛の肥育分で来たということですが、この60万円という試算は妥当であったのか、この下落率に対して。

ということと、市内の畜産農家に対するものはどうであったのか、含めて教えてください。

○議長(池田喜八郎君) 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） この積算の方法につきましては、日本国中統一しております、農協のほうでやられておるものでございます。

ただし、地域によりまして、例えば岐阜県ですと飛騨牛加算とか、こういった銘柄加算がございますので、全国その辺、単価は一律とはなっておりませんが、基本的には同じ計算方法になってございます。

郡上市におきましては、今ほど予算を上げておりますのは、水沢上牧場で10頭分を販売した分の弁償枠ということで上げておりますが、郡上市全体につきましては、これまで4回に分けて請求をさせていただいておりますけれども、全部で407頭、金額といたしまして1億9,483万9,435円ということで請求をさせていただいております。

なお、この資料につきましては、本日、それぞれの引き出しのほうに、その説明の資料を入れさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） どうもありがとうございました。

ちょっと聞くことを忘れてましたが、このお金は東電さんが交付をしてくれたということの理解でいいのですか。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） これにつきましては、賠償金の請求額ということでございまして、まだ東電からこれだけもらったよというものではございません。

先ほど「4回に」と言いましたけれども、7月の21日に稲わら問題で風評被害が発生をいたしまして、それ以降、9月の末の販売分までにつきましては、郡上市の分の水沢上につきましては、これは3頭分に当たるわけでございますけれども、3頭分で請求額が200万円ほどございますけれども、これの9割分につきましては、国が一時金といたしまして仮に支払っていただいております。

今後は、東電からそれをいただくということで、そういうような手続になると思っておりますけれども、とりあえずは、9月末までの分については、一時期として国が仮払いをしたという状況でいただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○15番（清水敏夫君） 了解しました。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第23号については、原案のとおり

り可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は3時25分を予定いたします。

(午後 3時12分)

○議長(池田喜八郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時25分)

○議長(池田喜八郎君) きょうは延長になろうかと思っておりますので、特別委員会事前審査もありましたし、予算書も配付をいたしておりましたので、質疑は制約をいたしませんので、説明につきましては簡略をお願いをしたいと思います。

◎議案第24号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) それでは、日程27、議案第24号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長(布田孝文君) それでは、議案第24号であります。

平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

おめぐりいただきまして1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,775万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億589万6,000円とする。直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ667万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,528万1,000円とする。以下、省略をさせていただきます。

めぐっていただきまして、6ページをお願いいたします。事業概要書の説明につきましては13ページのほうになっておりますので、事業概要説明書のほうには詳細に書いてありますので、できるだけ簡略に説明をさせていただきたいというふうに思います。

歳入であります。国庫負担金、高額医療費の共同事業の負担金であります。補正額789万3,000円の減額でございます。拠出金の額が決定したことによる減額でございます。

現年度分55万円、これは、特定健康診査等の負担金の額の確定によるものでございます。

国庫補助金の財政調整交付金の中の特別調整交付金、429万7,000円でございますけれども、このものにつきましては、この概要のところ細かく書いてございますけれども、国保総合システムの稼働時における変更における交付金でありますとか、そのほか医療機器の分、健康管理事業分、額の確定によるものでございます。プラスマイナスで429万7,000円の増ということでございます。

出産育児一時金補助金、10万円の増でございます。このことにつきましても交付申請額のとおりでございます。現年度分、療養給付費の交付金でございますが、1,172万7,000円の減、これは、退職被保険者の療養費の確定によるものでございます。

次に、過年度分であります。550万2,000円の増であります。このことにつきましても療養給付費の交付金の確定によるものであります。現年度分、前期高齢者交付金であります。165万8,000円の減でございます。支払基金のほうから入る歳入であります。65歳から74歳までの方の前期高齢者にかかる交付金の額の決定によるものでございます。

次に、高額医療費の共同事業負担金でございますが、県の負担金でございますけれども、789万3,000円の減でございます。国と同じ考え方の中での県の負担金、拠出金の減による県の確定金額でございます。現年度分としまして55万円、同じく、これも特定健康診査の県の関係でございます。

財政健全化補助金、県からの補助金でございますが、173万4,000円の増でございます。これも額の確定による福祉医療の超過分の確定によるものでございます。

共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金でございますが、国保連からいただくものであります。1件80万円を超えるものの対象医療費の額の確定によるもので、852万円の減でございます。

保険財政共同安定化事業交付金であります。同じく国保連から1件30万円を超える医療費の対象であります。これも額の決定ということで、4,641万8,000円の減でございます。

基金利息であります。16万6,000円でございます。

繰入金であります。一般会計からの繰入金で、保険基盤安定繰入金、保険税の軽減分でございます。これも額の確定ということで、830万5,000円の減、同じく保険者の支援分で269万8,000円の減でございます。

財政安定化支援事業につきましても繰入基準額の確定で52万9,000円の増、それから、総合保健施設事業繰入金、これは、和良の総合保健施設分でございます。特別調整交付金で300万円を計上いたしましたので、こちらのほうでは減ということでございます。

歯科保健センター、和良の歯科保健センターの管理事業とありますが、これも額の確定で2,000

円の減ということでございます。

繰越金につきましては、693万4,000円の前年度繰越金の確定分でございます。

めくっていただきまして、予算書のほうの10ページになります。

歳出、総務管理費であります。国保連合会への負担金134万8,000円、これは、国保の総合システム稼働時期における負担金の増というものでございます。

療養給付費諸費、一般被保険者療養給付費でございますが、これと退職被保険の療養給付費につきましては、財源更正でございますので、よろしく願いいたします。

それから、高額療養費並びに、その下の出産育児一時金につきましても同じく財源の更正でありますので、よろしく願いいたします。

共同事業拠出金、高額共同事業、3,016万9,000円の減でございますが、拠出金の額の確定によるものでございます。

保険財政共同安定化事業、4,904万5,000円につきましても拠出金の額の確定によるものでございます。

基金積立金、16万7,000円、直営診療施設勘定繰出金、32万円の減でございます。

病院会計繰出金、26万7,000円でございます。

次に、おめくりをいただきまして、予算書のほうは18ページをお願いいたします。概要説明は15ページのほうになっておるかと思えます。

直営診療施設勘定でございます。歳入、外来の歳入でございますが、現年度分で470万円の減、同じく社会保険診療報酬で210万円の減、後期高齢者保険診療報酬で250万円の減、介護保険診療報酬120万円の減、一部負担金、240万円の減であります。国保、社保、後期高齢、それぞれ報酬の減であります。

その他診療報酬で154万9,000円の増でございます。いずれも和良の歯科、和良診療所の外来の方の患者数の減ということでございます。

入院収入、国民健康保険診療報酬収入、補正額は10万円の増、社会保険に关します収入が10万円の増、後期高齢者に关します収入が100万円の増、一部負担金の収入が増でございます。このことにつきましては、和良の診療所の入院患者の増ということでの収入の増であります。

次に、他会計からの繰入金であります。一般会計繰入金は、これは更正の関係であります。

特別会計繰入金、32万円、これは、特別調整交付金の事業費の確定分でございます。前年度繰越金で736万3,000円、前年度の繰越金でございます。

雑入、367万円の減ということでございますが、これは、この中につきましては、高鷲診療所の建物共済にかかわります前年度の雪害分の共済の掛金の収入がございまして、歳出のほうでは、和良診療所で行う予定でありましたコホート研究の事業が縮小したということで、397万5,000円のこ

こで減になっております。

それから、和良歯科診療所の物品の減ということで20万円でございます、差し引き367万円の減ということでございますので、よろしく申し上げます。

次に、20ページのほうの歳出であります、一般管理費、補正額、357万8,000円の減でございます。

大変申しわけございませんが、説明欄のところの高鷲診療所職員給与費ということが書いてございますが、その文面については削除をよろしく願いいたします。内訳でございますが、和良診療所の職員の給与、和良の老健と和良の診療所の職員の兼務案分により、こちらでは157万8,000円の減でございます。

高鷲診療所につきましては、事務職の1名日々雇用職員の減ということで150万円あります。和良診療所の管理費でございますけれども、代診医の委託賃金の減等々で、50万円の減ということでございます。

次に、医療費の医療用機械器具であります、170万円の減でございます。高鷲診療所、それから、和良歯科、和良診療所の医療機器のそれぞれ器具の費ということで減がございますけれども、酸素濃縮装置の使用料の減等々が主な理由でございます。

医療用の衛生材料費は60万円の増でございますが、和良診療所におきまして、血友病患者の方の注射代が増になったということでございます。

次に、検査委託料、200万円の減でございますけれども、これは歳入のところ御説明しました自治医科大学との共同研究のコホート研究事業の中での検査委託料が、事業が縮小したということで200万円の減ということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 直営の一番最後のところの一覧表では16ページですが、長寿社会づくりソフト事業費、コホート研究分でわからないところがあったので、説明をお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） これは、コホートというのは専門用語でありまして、自治医科大学との共同研究といいますか、和良地域と高鷲地域の方々に対しまして、10年ぐらいの時間をとりまして、いろいろ血液検査でありますとか、いろんな検査をやって研究をしていくというような事業であります。

当初400万円ぐらい予算をとというようなことがあったわけですが、今回、その事業費が縮小

といいますか、対象者の人数が少なくなったということで、今回落とさせていただいておりますけれども、医療に関しますと、1年、2年の研究ということではなくて、10年ぐらいのスパンで、いろんな調査研究をされて、例えば、いろんな疾病の要件とか、いろんな調査が行われるわけですが、コホートという言い方は専門用語でありますけれども、そういう事業名でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) そう言われると、あれかとわかったのですけれども、これ、非常に大事な研究になるんじゃないかしらと思っておったのですけれども、縮小されたということと、ここで見ると結構減っておるもので、今の人数だけのことでなしに、研究の体制が違っておるとか、何かあるのかなと思って、お聞きしたいと思ったのですが、どうでしょうか。

○議長(池田喜八郎君) 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長(布田孝文君) この事業について、要は100%委託事業であるものですから、向こうからいただくお金が、研究する対象者の人数が、事業費が減ったということで、縮小せざるを得なかったということでもありますので、よろしくお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは、質疑を終結し、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第24号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第25号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程28、議案第25号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長(木下好弘君) 議案第25号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24

日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,045万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,915万2,000円とする。

2項は省略をさせていただきます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

3ページをお願いいたします。

繰越明許費の新規でございます。神路簡水未普及地区解消事業で4,500万円の繰り越しをお願いをするものでございます。繰り越し後の工期は7月末を予定いたしております。

第3表の地方債補正でございますが、変更でございます。簡易水道事業で、補正前に対しまして20万円を減額いたしまして、補正後5,440万円に、辺地対策事業で、補正前に30万円追加いたしまして、3,020万円とするものでございます。合計で10万円の追加で、8,880万円でございます。

5ページをお願いいたします。あわせて、事業概要説明の17ページをごらんをいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、営業外収益の繰入金で2,018万6,000円の減額でございます。これは一般会計の繰入金でございます。

続きまして、繰越金で1,902万2,000円の追加でございますが、これは、前年度繰越金の予算化でございます。

続きまして、資本的収入の建設改良事業収入でございますが、国庫支出金で64万5,000円の減額でございます。これは、神路簡水改良事業の補助対象事業費の確定によるものでございます。

続きまして、市債で10万円の追加でございます。これは、相生簡水及び神路簡水の起債対象事業費の確定によるものでございます。

続きまして、繰入金で974万7,000円の減額でございますが、これは建設改良事業の事業費確定によるものでございます。

続きまして、諸収入で100万円の追加でございます。雑入でございますが、改良事業に伴います消火栓設置負担金の増でございます。2基分でございます。

6ページをお願いいたします。歳出でございますが、事業費の営業費用で、まず、総務管理費でございますが、これは財源の組み替えを行うものでございます。

続きまして、営業外費用の利子で116万4,000円の減額でございますが、これは、平成22年度債の

利率確定によるものでございます。

続きまして、資本的支出の建設改良費でございますけども、929万2,000円の減額でございます。これは委託料でございますが、統合簡水の変更認可の事業量の減によるものでございまして、高鷲北部と高鷲南部を今年度予定をいたしておりましたが、高鷲南部の認可を平成24年度実施するというにしたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第25号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第26号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程29、議案第26号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第26号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ943万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,328万7,000円とする。

2項は省略をさせていただきます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。新規でございますして、特環美並中央処理区建設事業で4,400万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは、平成23年、24年で事業実施の計画をいたしております美並の処理場の機械電気設備工事の今年度分の繰り越しでございますして、予定工期は7月末を予定いたしております。

続きまして、第3表地方債補正でございます。変更でございますして、まず、下水道事業債で、補正前に対しまして270万円を減額いたしまして、5億8,620万円とするものでございます。内訳といたしまして、特定環境保全公共下水道事業債で8,030万円、個別排水事業債で870万円とするものでございます。

続きまして、辺地対策事業でございますが、160万円を減額いたしまして、1,420万円に、過疎対策事業債では30万円を追加いたしまして60万円とするものでございます。合計では400万円の減額で、6億100万円でございます。

6ページをお願いいたします。あわせて事業概要説明の18ページ、19ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、分担金及び負担金で、個別排水事業の受益者分担金、33万円の追加でございますが、これは市型の浄化槽の設置基数の確定によるものでございます。内訳につきましては、説明のほうに記載してあるとおりでございます。

続きまして、国庫支出金でございますが、まず、特定環境保全公共下水道国庫補助金で55万円の減額でございます。これは、特環の美並処理場の補助対象事業費の確定によるものでございます。

続きまして、個別排水事業の国庫補助金、200万2,000円の減額でございます。これは、今年度の市型浄化槽の設置基数の同じく確定によるものでございまして、今年度23基でございます。

ただ、今回の補正によりまして、この個別事業の国庫補助金が皆減になってございますけれども、これは、昨年度御説明をいたしておりますが、22年度の国庫補助金につきまして、23年度、補助金の枠の保障がないというようなことから、22年度分を年度間調整して、翌年度に繰り越すことができるというような制度がございました。

その制度を利用することによりまして、結果、約24基分の、前年度から本年度の事業に関する国庫補助分を持っておったわけでございますけれども、結果、23基ということでございまして、金額につきましては、年度間調整として650万3,000円の繰り越しでなくて、22年度で受け入れをしてございます。

今年度の実績見込みが616万9,000円ということで、差し引きをしますと33万4,000円の追加で、結果、オーバーして補助金をいただいておりますこととなりますが、この実績の精算は24年度の補正で精算をして返還をするということでございますので、あわせてお願いいたします。

続きまして、繰入金でございますが、一般会計の繰入金で、2,522万9,000円の減額でございます

が、内訳としましては、公共下水道一般会計繰入金、特定環境保全公共下水道事業一般会計繰入金、農業集落排水事業、個別排水事業、次のページの集合処理事業が内訳でございますが、金額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、繰越金でございますが、これは、いずれも前年度の繰越金の予算化でございます。特定環境保全公共下水道事業繰越金では731万5,000円の追加、農業集落排水事業では632万9,000円の追加、個別排水事業では757万8,000円の追加、集合処理事業では79万9,000円の追加でございます。

続きまして、市債でございます。これにつきましても建設事業費の確定によるものでございまして、下水道事業債で270万円の減額、内訳といたしましては、特定環境保全の公共下水道事業債で40万円の減額、個別排水で230万円の減額でございます。

それから、辺地対策事業債で160万円の減額、過疎対策事業債で30万円の追加でございますが、いずれも個別排水事業の関係でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

建設費の特定環境保全公共下水道建設費で82万円の減額でございます。これは、美並の処理場に係ります機械電気設備工事の補助事業費の確定、歳入のほうでも申し上げましたが、この事業費確定によるもの、それが100万円の減額でございますし、それから、美並の郡南橋の改良に伴います下水管の橋梁添架負担金の増ということで、負担金18万円の追加でございます。

続きまして、個別排水建設費で702万8,000円の減額でございますが、これは設置基数の確定に伴うものでございまして、先ほど申しました30基予定しておったものが23基の確定見込みということでございます。地区別につきましては、事業概要説明のとおりでございます。

続きまして、公債費でございますが、元金につきましては財源の組み替えでございます。

利子でございますが、158万2,000円の減額でございます。いずれも平成22年度債の利率確定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第26号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第27号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程30、議案第27号 平成23年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案の第27号でございます。

平成23年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,738万6,000円とする。

以下は省略をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、5ページのほうをお願いいたします。

事業概要のほうは20ページになろうかというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

歳入、国庫補助金、介護保険事業補助金ということで、105万1,000円の増であります。介護報酬に伴いますシステム改修の補助金が需用費の2分の1国庫補助が新たにつきましましたので、ここで補正をあげさせていただきます。

次に、財産運用収入、これは7万9,000円の増であります、基金の利息でございます。

他会計の繰入金、59万9,000円の減でございますけれども、その内容につきましては、先ほどの国庫補助金で105万1,000円のシステム改修の補助金がつきましたので、一般会計のほうでは105万1,000円当初予定しておりましたものを落とさせていただきます。

介護認定の調査の委託料のほうは、逆に委託費が増加したということで45万2,000円を増ということですが、差し引いて補正額は59万9,000円の減ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

あけていただきまして、6ページになりますが、歳出のほうでございます。

総務管理費につきましては、財源内訳の変更ということで、今、歳入でお話しました105万1,000円の関係ですが、補正額はゼロであります、財源内訳の変更であります。

介護認定審査会費、45万2,000円、介護認定の調査件数がふえましたことによる増でございます。趣旨普及費、1万2,000円の減、これは普及活動の額の確定ということでございます。

次に、保険給付費でございますけども、介護サービス諸費の居宅介護サービス給付費、585万円の増、施設介護サービス給付費の784万円の減、居宅介護サービス計画給付費の76万円の増につきましては、それぞれ概要のほうで細かく記載をしております。

3月からこの11月までの給付実績に合わせまして決算見込みを立てたものでございます。件数の増であったり、単価は減であっても件数が増であったりということで、それぞれ細かく書いてございますので、見ていただきたいというふうに思います。

それから、保険給付費の中の介護予防サービス諸費でありますけども、地域密着型介護予防サービス給付費、151万円の減、介護予防サービス計画給付費151万円の増ということでございますが、これも概要のほうで実績に合わせた数値の見込みを上げておりますので、見ていただきたいというふうに思います。

それから、8ページでございますが、高額介護サービス等費でありますけども、高額介護サービス費、補正額、121万円の増、高額介護予防サービス費、2万円の増でございますが、こちらのほうにつきましても件数等々の実績見込みによるものを載せておりますので、見ていただければというように思います。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金、7万3,000円、従事者処遇改善の積立金1万8,000円ということで、9万1,000円ということでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第27号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第28号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程31、議案第28号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第28号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億372万3,000円とする。

以下、省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。事業概要のほうは23ページになろうかと思えます。

歳入、使用料、介護サービス事業費使用料、1,433万円の減でございます。これは、和良の老健と言っておりますけども、和良介護老人保健施設の利用者の減ということでございます。

概要のほうでは、細かく入所者の関係、それから、ショートの利用者の関係、単価の関係等々を詳細に書かさせていただいておりますが、このような理由でもって給付費のほうは1,086万6,000円、さらに個人負担分として346万4,000円、個人の利用料でありますけども、負担金が減って、トータル1,433万円の減ということでございます。

繰入金、一般会計繰入金で1,520万8,000円。

歳出でございますが、総務管理費、一般管理費で87万8,000円、このことにつきましては、職員給与の和良老健と、診療所関係での案分による共済負担金の更正ということでございます。

さらに、和良老健施設の事務経費の節減も70万円ということで、補正額87万8,000円でございます。

よろしくをお願いいたします。

なお、和良の介護施設につきましては、御承知のように定員が入所40ということでございますし、通所のほうは15という定員でございますけども、今、一番最近での3月までの見込みということで、1日の利用者数につきましては、予算当初は31人を1日に見ておったわけですが、今のところ30人、ショートの利用者が、当初は1日4名が3.2人、通所の利用者が、当初10人ということで、これはほぼ現状でありますけども、そのような形で入所者数が減ったというのが大きな原因でありますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第28号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第29号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程30、議案第29号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 議案第29号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億138万7,000円とする。

第2項につきましては省略させていただきます。

事項別明細で、4ページのほうをごらんをいただきたいと思います。また、概要書一覧表におきましては24ページのほうに御説明がありますので、よろしくをお願いいたします。

歳入でございます。使用料であります。インターネット利用料として、今般459万円増額をさせていただきたいということでございます。これは、インターネット利用者の増でございます。加入者が4,552名から4,662件ということで、110件増でございます。

また、それぞれコースがありますが、その速度のより高いほうへの増というものが差し引き97件ございまして、こうしたものの御利用の増によりまして今般の補正を見たところでございます。

それから、繰入金でございますが、ケーブルテレビ事業整備基金からの繰入金でございます。こちら、当初は1億6,900万円ほどの取り崩し繰入を、当初予算として計上をしておりましたが、更新事業等におきます入札差金等々がございました。

また、今般につきましては3番の雑入のところ4件、支障移転工事の補償金が入ることということでございまして、合計で、今般949万9,000円減ずることができるということとなりまして、最終的にはこの整備基金からの繰り入れは7,427万8,000円になるということでございます。

款5の雑入につきましては、ただいま申し上げましたように、国県道路等におきまして、この支障移転工事というのが発生するというので、その補償金を4件いただいております。この金額の合計が628万3,000円ということで入れるということでございます。

歳出につきましては、これは、ケーブルテレビ運営費については、これにつきましては、番組審議会というのがございます。昨年、委員さんの更新時に当たりまして、7つの地域プラスNHKの学識経験者を加えまして、ケーブルテレビの中でもINGとの連携という意味で1名プラスしたということで1名増。それから、NHKの専門員から講演をいただくということで、その報償費を組ませていただきました分でございます。

インターネット運営費につきましては、こちらは、先ほど「利用者がふえた」と、こういうことを申し上げたわけでありまして、それに伴いまして、いわゆるインターネットの速度変更増による回線利用料の増ということで、いわゆる従量といいますが、量をはかり、それをゲートウェイでのポイントではかっておる量がふえておるということで、これが109万7,000円。

また、機器の更新等によりまして、メール設定の変更が必要となりましたので、こうした説明書を全加入者に御案内をするということにつきましての経費が24万円ほど必要ということで、あわせて133万7,000円計上をさせていただいております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 内容だけ。番組審査委員会の関係ですが、いろいろな意見があることも事実ですけども、ここは、内容のことについては、すべての構成も全部、その中の審議をやっておるのか。

そしてまた、一般の市民からのあれは、ここにいろんな意見が来るのかどうか。どうなのですか。

○議長（池田喜八郎君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 番組審議会につきましては、番組審議会の審議事項、諮問事項は、条例においても規定がされておるところでありまして、ケーブルテレビ放送の運営ということと、番組の内容等につきまして諮問し、あるいは答申しということですが、現在は、諮問をしておらずに、運営状況につきまして報告をし、これに対して御意見をもらっておるというのは実際です。

今後は、ケーブルテレビ放送につきましての指定管理者制度の導入というような検討が具体的になれば、そういうものについて諮問をするということがあるかと思えます。

現在は、番組審議会につきましては、例えば、現在映しておりますケーブルテレビ放送、あるいはデータ放送がありますけれども、そういうものについて、こういうふうな番組を入れてほしい、

こういうふうな表現がよくない、こういうふうな番組をやってほしいと、そういう御意見をもらうことが主となっております。

ほとんど、インターネット上でも審議の内容については公開をさせていただいておりますけども、ほぼ御意見をいただいたものについては、できるものは早く、また、できないものでも努めて実現をするということで、現在、ケーブルテレビ放送の画面が相当改善をしてきておるのではないかと考えておりますけれども、そういうふうな取り組みを審議会において御指導をいただいておりますと、こういう状況であります。

なお、一人、NHKの前の支局長のOBもございまして、かなり専門的な御指導もいただけるということで、あわせて、アナウンサーの指導、いわゆる研修なんかにつきましても、その方は富田正二さんという方ですけど、通じて、そういうことも御指導をいただいておりますと、こういう状況があります。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 勉強不足ではございますが、一般市民の人がそういうところに提言とか意見を出す場合のメンバーの公表はどこまであったのですか。我々、皆さんは知っているんか。審議会メンバーは、委員の。

○議長（池田喜八郎君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） いわゆる議会での選任同意とかいうことの手続はないわけです。

それで、市長から委嘱をお願いをしているということで、現在は、各地区から、八幡地域を除いて1名ずつみえたのですが、八幡地域にも一部ケーブルテレビありますし、連携を図っていく意味ではということで1名入っていただいたということで、今、7つの地域の方と、先ほど言うNHKのOBの富田さんということで今、8名の委員ということです。

また、これ以外にも随時ケーブルテレビ放送につきまして、あるいはインターネット事業につきまして御意見はいただくこととしておりますし、いただけますので、どんなふうなことで御連絡をいただきたいと思っております。

また、審議会の中身は、先ほど申し上げましたように、インターネット上で会議録を公開しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 新年度に向けて、指定管理も含めたいろんなことの検討の中で、重要なあれやと思いますが、もしメンバー構成表が出してもらえば、インターネットでわかれば。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 追ってメンバー表を出させていただきます。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 最近、ホームページ等を見ますと、やや見やすくなっておって、例えば放射能の毎日の測定値なんかも出ているというようなことで、大変努力されておるなと思うのですが、八幡地域がINGあるものですから、これとの提携といいますか、今後のことを考えていかないと。

今も、指定管理を考えていくというようなことも言ってみえたのですが、その辺で、ちょっと方向がわかれば、例えば、ここ二、三年でもう考えていきたいというふうに思ってみえるのかどうか、その辺も、提携をどうするかというようなことも含めて、八幡におる者にとってはそういう点での郡上ケーブルが、今利用ができるようになってきておるのやけれども、INGとの関連をどういうようにスムーズに持っていくかということを含めてお願いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 一つは、INGさんとの今、さまざまな場面での連携協議をさせていただいておりますので、八幡地域の方、実は郡上ケーブルテレビ放送の番組が、INGのもう一つの空きチャンネルのほうで流していただけるようになりましたので、実は、INGの利用負担の金額の範囲の中で、このケーブルテレビの放送がごらんいただけるようになったというのは大きな改善ではないかと思えます。

現在は、今のデータ放送も12チャンネルでとっていただいておりますので、いわば、郡上市から発信しておるケーブルテレビの放送内容が、郡上一円で今見ていただけるというふうな連携がことしからできたと、一つあります。

これも、実を言いますと、将来の指定管理に向けての協議の中でそういう提携が進んでおるわけでありまして、この指定管理ということにつきましては、INGとの連携のため中にはありますけれども、実際は郡上ケーブルテレビ放送のよりいい放送の継続、よりいい専門的な運営体制の構築ということと、市としてのいわゆる行政改革の一環といいますか、情報化計画の中にも位置づけてあるわけですが、そういうことで取り組んでいくということであります。

24年度におきまして正式にこのことにつきましては検討を深めたいと思っております。そのことは、24年度に入って取り組みとしてしっかり進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それから、先ほどの、自分が間違えましたが、各地域の委員が7名と、INGの方1名入っていただきまして、それから、富田氏と入れまして、現在は番組審議会の委員は9名ですので、よろしく願いいたします。修正をさせていただきます。

○議長（池田喜八郎君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第29号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第30号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程33、議案第30号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第30号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。

平成23年度郡上市の土地開発特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万円2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,214万7,000円とする。

以下、省略をさせていただきます。

4ページをお願いします。概要説明につきましては25ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、財産運用収入としまして、利子及び配当金としましてマイナス6,000円でございます。基金利息でございます。

財産売払収入としまして、不動産売払収入でございますが、補正額、マイナス843万3,000円でございます。これにつきましては、当初2区画を販売予定しておりましたけれども、1区画しか売却できなかったことによる減でございます。

繰入金でございますけれども、減債基金繰入金としまして、補正額9万円でございます。減債基金の繰り入れでございます。

他会計繰入金でございますが、一般会計繰入金、補正額788万8,000円でございます。これにつきましては、1区画しか売れなかったことによります一般会計からの繰入金でございます。

次に、繰越金でございますが、補正額13万9,000円、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出でございますが総務費の一般管理費、補正額、32万2,000円の減額でございます。宅地分譲事務経費の減でございます。

公債費につきましては、元金につきましては財源内訳の変更でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第30号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたしますが、再開は4時30分といたします。

（午後 4時22分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時31分）

○議長（池田喜八郎君） あらかじめ時間延長をいたしておきます。

◎議案第31号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程34、議案第31号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第31号でございます。平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24

日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ313万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,089万5,000円とする。

以下は省略させていただきます。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします、事業概要のほうは26ページになろうかと思えます。

歳入ですが、一般会計の繰入金、事業費繰入金で349万7,000円の減、保険基盤安定繰入金295万4,000円の減、保険事業費、繰入金108万5,000円の減であります。

その下に、繰越金で前年度繰越金439万7,000円がございますが、先ほどの一般会計の事務費の349万7,000円と、保健事業費の108万5,000円のうち90万円に相当する分につきましては、この繰越金を充当させていただくものでございます。

あとの保険安定基盤繰入金等々につきましては、額の確定による、軽減分の確定によるものでございますので、よろしくをお願いいたします。

歳出ですが、5ページになりますが、総務管理費、一般管理費でありますけれども、科目、財源内訳の変更ということで、繰入金と繰越金の調整でございます。

広域連合負担金、313万9,000円の減でございます。保健事業費につきましては、財源の内訳の変更でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第31号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第32号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程35、議案第32号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第

1号) についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 議案第32号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計補正予算(第1号) について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。平成23年度郡上市の大和財産区特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,006万7,000円とする。

2項については省略させていただきます。

4ページをお願いします。

歳入、不動産売払収入、176万5,000円の減額でございます。立木売払収入でございますが、これは栗巣落合の間伐の12.1ヘクタールの取りやめによる減でございます。

繰越金、前年度繰越金でございます。319万6,000円です。受託事業収入、200万円の減額でございます。これは、森林総合研究所、棚元間伐の事業確定によるもので、29.6ヘクタール予定しておいたのが、17.67ヘクタールになったということの関係でございます。

歳出、総務費、総務管理費、一般管理費でございます。これは、一般管理事務経費で1万円、これは森林組合の出資でございます。

農林水産業費、林業費、山林造成費、減額の200万円でございます。これは、先ほど歳入での森林総合整備研究所の棚元の関係の受託事業の確定によるものでございます。

予備費、補正額が142万1,000円の増額でございます。

概要書は27ページにございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) 説明が終わったので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第32号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第33号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程36、議案第33号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第33号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成23年度郡上市の高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,588万8,000円とする。

2項は省略させていただきます。

4ページをお願いします。

歳入、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で4万5,000円でございます。これは基金利子でございます。繰越金、375万9,000円の増額でございます。前年度繰越金でございます。

歳出、総務費、総務管理費、一般管理費、5万5,000円、一般管理事務経費で5万5,000円でございます。

農林水産業費、林業費、山林造成費、81万9,000円の増額でございます。造林事業としまして、作業路を当初は2,170メートルということで予定しておりましたが、3,693メートルになったという事業確定の中での負担金でございます。

予備費、293万円の増額でございます。

概要書のほうは28ページでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第33号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第34号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程37、議案第34号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第34号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成23年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ630万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,460万7,000円とする。

2項以下は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。財産収入、財産売払収入、不動産売払収入、130万7,000円の増額でございます。これは、林道二間手水沢上線の開設事業の実施確定による立木の売払収入で、補償費の収入でございます。

繰越金においては340万5,000円、前年度繰越金の増額でございます。

諸収入、受託事業収入で減額の1,101万5,000円ということでございますが、造林事業の受託収入でございます。森林総合研究所の関係の受託事業、今年度は除伐の22ヘクタールの実施ということで、大きく1,101万5,000円の減額でございます。

歳出、6ページです。管理会費でございます。3万円の増額でございます。管理会事務経費でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、1万円の増額でございます。一般管理事務経費ということでございます。

農林水産業費、林業費、山林造成費、減額の1,230万6,000円の減額でございます。これ造林事業でございますが、先ほどの森林総合研究所の関係でございますが、ここでの除伐の事業の実施と、また、負担金のほうで再造林を、水沢上でございますが、再造林を行う予定でしたが、今年度、植栽の検討をするということで、この分を見合わせたということの減額でございます。

予備費でございます。596万3,000円の増額でございます。概要書のほうにつきましては29ページということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第34号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第35号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程38、議案第35号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 議案第35号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計補正予算(第1号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いいたします。平成23年度郡上市の和良財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,864万4,000円とする。

2項以下は、省略させていただきます。

4ページをお願いします。歳入でございます。繰越金130万5,000円の増額でございます。前年度繰越金でございます。

歳出、総務管理費、一般管理費、1万円の増額でございます。一般管理事務経費でございます。予備費、129万5,000円の増額でございます。

概要書においては30ページでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) 説明が終わったので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第35号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可とすることに

決定をいたしました。

◎議案第36号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程39、議案第36号 平成23年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第36号 平成23年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

総則、第1条、平成23年度郡上市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。第1款の八幡水道事業費用の営業外費用で480万7,000円の追加でございます。

続きまして、第2款の白鳥地域水道事業費用の同じく営業外費で364万8,000円の追加でございます。

最後のページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

今回の支出の補正の内容でございますが、ここにございますように、支払消費税及び地方消費税の確定額、確定消費税の予算計上を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第36号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第37号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程40、議案第37号 平成23年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

郡上市市民病院事務局長 猪島敦君。

○郡上市市民病院事務局長（猪島 敦君） 議案第37号 平成23年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

総則、第1条、平成23年度郡上市病院事業等会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成23年度郡上市病院事業等会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款の郡上市市民病院事業収益のうち、医業収益でございますが、既決予定額に3,035万円を追加するものでございます。

また、第2款の郡上市国保白鳥病院の事業収益のうち、医業収益に375万円を、第2項の医業外収益に26万7,000円を追加するものでございます。両院の合計を41億2,085万円とするものでございます。

支出でございますが、第1款の郡上市市民病院事業費のうち、第1項の医業費用でございますが、2,292万1,000円を追加し、第2項の医業外費用に22万9,000円、第3項の特別損失に720万円を加えるものでございます。

また、2款の郡上市国保白鳥病院事業費のうち第1項の医業費用に401万7,000円を加えるものでございます。両院の合計の支出を41億2,085万円とするものでございます。

第3条の関係ですが、他会計からの補助金関係でございます。既決予算額に26万7,000円を加えて、7,747万6,000円に改めるものでございます。

また、第4条の棚卸資産の購入限度額でございますが、7億5,554万3,000円に改めるものでございます。

概要につきましては、9ページのほうをごらんいただきたいと思います。

収入の関係でございますが、まず、郡上市市民病院の収益でございます。医業収益のうち入院収益でございます。3,035万円を加えるものでございます。これは、手術件数等の増加によりまして、患者単価が増加しておることによる増加分でございます。

続きまして、医業外収益でございますが、他会計負担金でございます。1,066万6,000円を減額するものでございます。4項の国県補助金の関係で、1,066万6,000円増額となっております。これは、科目更生の関係で、産科医療機関の確保事業の補助金が国費補助としてついたことによって、一般会計からの繰入金を減ずるものでございます。

第2款の郡上市国保白鳥病院の事業収益でございますが、医業収益のうち、その他医業収益に375万円を加えるものでございます。これは、任意の予防接種の患者さんの増加に伴うものでございます。

また、医業外収益の関係でございますが、他会計補助金としまして、26万7,000円を加えるものでございます。これは国保調整交付金の交付決定による増額分でございます。

10ページのほうをごらんいただきたいと思います。支出の関係でございますが、郡上市市民病院事業費でございますが、3,035万円を加えるものでございますが、内訳でございます。医業費用でございますが、材料費、経費ともに患者さんの手術件数等の増加によるものでございまして、医薬品におきまして1,554万3,000円、診療材料費におきまして352万円の不足を今回お願いするものでございます。

また、経費でございますが、385万8,000円でございますが、燃料費の分といたしまして352万6,000円、これは病院の冷暖房を賄っております重油の単価の価格が増加したことによる増額分をお願いするものでございます。

また、検査委託料の関係でございますが、60万2,000円、これにつきましても手術が増加することによって、病理検査等の検査委託件数が増加したものでございます。

医療外費用でございますが、看護師宿舎の維持管理費としまして22万9,000円をお願いするものでございますが、これは、水道管等の修理を要する部分が出てきまして、長年の使用による分でございます。今回修理をお願いするものでございます。

それから、特別損失でございますが、過年度損益修正損といたしまして600万円、これは、過年度の保険請求分の査定減に伴うものでございます。

また、その他の特別損失といたしまして120万円。これにつきましては、平成22年度に医療職員の就学貸付資金として、3名の方に貸し出しをしておりましたが、この3名の方がいずれも市内の私立の医療機関において就職していただきまして、その就業期間がその貸付期間に満したものを今回損失して計上させていただくものでございます。

第2款の国保白鳥病院の事業費の関係でございますが、医業費用としまして、経費分でございますが、401万7,000円でございます。これは、水道光熱費としまして139万円、電気料金の値上げによる増の分でございます。

また、燃料費の単価の増加によりまして118万1,000円、委託料としまして144万6,000円、これに

つきましては、医師不足の関係で医師を院外の病院へ委託し、医師の派遣をいただいている分の増加分でございますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第37号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第38号から議案第60号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程41、議案第38号 平成24年度郡上市一般会計予算についてから日程63、議案第60号 平成24年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの23件を一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第60号までの23件を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、一括議題ということで、よろしく願いいたします。

議案第38号 平成24年度郡上市一般会計予算について。議案第39号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。議案第40号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。議案第41号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計予算について。議案第42号 平成24年度郡上市介護保険特別会計予算について。議案第43号 平成24年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。議案第44号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について。議案第45号 平成24年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。議案第46号 平成24年度郡上市宅地開発特別会計予算について。議案第47号 平成24年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。議案第48号 平成24年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。議案第49号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。議案第50号 平成24年度郡上市大和財産区特別会計予算について。議案第51号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。議案第52号 平成24年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。議案第53号 平成24年度郡上市北濃財産区特

別会計予算について。議案第54号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。議案第55号 平成24年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。議案第56号 平成24年度郡上市下川財産区特別会計予算について。議案第57号 平成24年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。議案第58号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計予算について。議案第59号 平成24年度郡上市水道事業会計予算について。議案第60号 平成24年度郡上市病院事業等会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、総括表がございます。総括表で、会計名と、平成24年度の予算額をお読みします。

一般会計275億6,200万円、国民健康保険特別会計51億446万円、国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定4億9,445万2,000円、簡易水道事業特別会計12億779万8,000円、下水道事業特別会計28億2,118万1,000円、介護保険特別会計37億6,589万円、介護サービス事業特別会計7億2,000万4,000円、ケーブルテレビ事業特別会計8億3,905万8,000円、駐車場事業特別会計419万7,000円、宅地開発特別会計4,246万9,000円、青少年育英奨学資金貸付特別会計1,222万4,000円、鉄道経営対策事業基金特別会計1,191万8,000円、後期高齢者医療特別会計5億3,355万円、大和財産区特別会計1,741万2,000円、白鳥財産区特別会計433万7,000円、牛道財産区特別会計1,674万7,000円、北濃財産区特別会計507万2,000円、石徹白財産区特別会計2,748万円、高鷲財産区特別会計2,626万9,000円、下川財産区特別会計655万4,000円、明宝財産区特別会計2,350万7,000円、和良財産区特別会計2,234万5,000円でございます。

企業会計においては、水道事業会計、収益、2億8,958万7,000円、資本の部、1億2,238万2,000円、病院事業等会計収益においては、40億7,039万4,000円、資本において5億4,207万円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第38号から議案第60号までのお手元に配付してあります議案付託表のとおり、議案第38号については予算特別委員会を設置し、議案第39号から議案第60号までの22件についてはそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第60号までは議案付託表のとおり、議案第38号については予算特別委員会を設置し、議案第39号から議案第60号までの22件についてはそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、

郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長を除く20名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会及び各常任委員会に付託しました議案第38号から議案第60号までの23件については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月15日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第60号までの23件については、3月15日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

なお、それぞれの委員会に提出されました資料につきましては、議員全員に配付されますよう、執行部をお願いをしておきます。

◎議案第61号から議案第99号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。日程64、議案第61号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてから日程102、議案第99号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定についてまでの39件を一括議題といたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第99号までの39件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に、要旨についての説明をお願いいたします。

それでは、議案第61号から議案第76号までの説明を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) それでは、議案第61号から議案第76号までを一括で御説明をさせていただきますしたいと思います。

本日、お手元のほうにこのような一覧表を配付させていただいておりますので、本日配付させていただきましたこの一覧表で説明をさせていただきたいと思っておりますので、ごらんをいただきたいと思います。A3の1枚物でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、この一覧表に基づきまして御説明をさせていただきます。

なお、この表につきましては、左から議案番号、それから、議案件名、施設の名称、指定する団体、指定の期間を掲げております。施設の名称、それから、指定する団体、それから、指定の期間につきましては、本一覧表のとおりでございますので、読み上げを省略させていただき、議案番号と、それから議案件名について朗読させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

なお、指定の期間でございますが、指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の施設と、それから、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間の施設がございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、一覧表で説明をさせていただきます。

まず、議案番号第61号でございますが、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について、それから、議案第62号 郡上旬彩館やまの朝市の指定管理者の指定について、議案第63号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について、議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について、議案第65号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について、議案第66号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について、議案第67号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について、議案第68号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について、議案第69号 郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について、議案第70号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について、議案第71号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について、議案第72号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について、議案第73号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について、議案第74号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について、議案第75号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について、議案第76号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について。

以上、16件につきましては、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、議案第77号から議案第97号までの説明を求めます。

商工観光部長 簗島由実君。

○商工観光部長（簗島由実君） 引き続き朗読させていただきます。

議案第77号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について、議案第78号 郡上

市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者に指定について、議案第79号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について、議案第80号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について、議案第81号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について、議案第82号 郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定について、議案第83号 郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について、議案第84号 郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について、議案第85号 湯の平温泉の指定管理者の指定について、議案第86号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について、議案第87号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について、議案第88号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について、議案第89号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について、議案第90号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について、議案第91号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について、議案第92号 郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について、議案第93号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について、議案第94号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について、議案第95号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について、議案第96号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、議案第97号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

以上、21議案につきまして、その指定管理者の指定をすることにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは議案第98号、議案第99号についての説明を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、引き続きまして一覧表で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議案第98号 みずほ園ほか2施設の指定管理者の指定について、議案第99号 郡上市八幡サービスセンターほか8施設の指定管理者の指定について、指定期間につきましては、両議案とも平成24年4月1日から平成29年3月31日の5年間でございます。

以上、2議案につきまして指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第61号から議案第99号までの39件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第99号までの39件については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の各常任委員会に付託いたしました議案第61号から議案第99号までの39件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月15日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることことにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案61号から議案第99号までの39件については、3月15日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第100号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程103、議案第100号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 議案第100号 過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進計画を次のとおり変更したいので過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

添付をさせていただいております過疎地域自立促進計画につきましては、平成22年の9月議会に御議決をいただきまして、その後、平成23年3月、また第一次変更させていただいて、今般が第二次変更となるものでございます。

計画本文で今般の変更分を既に取り加えておるわけでありまして、参考資料によりまして御説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

その前に、手続きの件でありますけれども、この計画の変更につきましては追加、中止あるいは大幅な増減の変更につきましては、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出するわけでありましたが、あらかじめ知事協議をさせていただきまして、県知事協議の中では異議がないということで、今般議会の議決を経て、変更計画を定めるものでございます。

また、変更の理由につきましては24年度予算の編成に伴いまして、それぞれの個別事業の精査、また22年度、23年度を経ましてそれぞれの事業が確定をしたものがございます。さらに、これまでの経過の中で25年度以降、27年度までの事業の内容につきまして変更が見込まれるという形で、主な理由としましては、ただいまの3つのことによりましての変更がございまして、

参考資料のほうでござらんをいただきたいと思います。

今般の変更につきましては、この区分の2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進というところで5路線で舗装事業、あるいは道路改良等の事業を追加させていただいております。

また、中ほどの市道中井野線につきましては、名称の誤りがありましたので修正をさせていただいております。林道につきましては、これは明宝地区におきまして2路線で改良工事の追加をさせていただいております。

また、2ページにおきましては、これは先ほども出た、いわゆる携帯電話の不感地区対策として行っております鉄塔基地局の整備でございますが、相手方の通信事業者との交渉の中で、いわゆるその受益者の戸数が非常に少ないということで、地域の和良におきましては、この計画に計上しても事業はできないということでございますので、その他の方法における改良ということとして、この鉄塔事業については外させていただくということで4基を3基ということでございます。

区分の3、生活環境の整備につきましては、水道施設簡易水道、和良地域で1事業を追加させていただいております。下水処理施設につきましては、特定地域生活排水処理合併浄化槽設置につきましては、精査をする中で事業量変更がございました、30基を26基とするものでございます。

消防施設につきましては、耐震性貯水槽整備につきまして25年度までの事業になりますが、5基が3基ということで数量変更、また、一方消火栓設置につきましては6基が11基ということで数量の変更を見ております。

区分の4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、介護老人保健施設、和良の老健ですけれども、ここで特殊浴槽を改修するものが入っております。

また、医療の確保につきましても、和良の診療所におきまして超音波診断装置の1台の更新というものを追加させていただきました。

以上の内容によりまして、3ページにありますように総事業の枠でありますけれども、産業の振興が4億2,893万2,000円が、4億6,076万6,000円となりまして、3,183万4,000円の増となります。

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては17億2,998万6,000円が19億5,199万6,000円ということで、2億2,201万円の増という見込みを計画計上となりました。

生活環境の整備につきましては、6億393万2,000円が5億7,268万5,000円ということで、3,124万7,000円の減額となります。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、1,400万円が2,000万円ということで、600万円の増額ということでございます。

医療の確保につきましては、当初計画にないものでございましたので、そのまま661万5,000円が増額となります。

教育の振興につきましては8億4,392万6,000円、これが8億4,284万2,000円で、108万4,000円の減額となります。したがって総計では36億4,806万7,000円が38億8,219万5,000円ということで、

2億3,412万8,000円の増額という計画変更となりました。

おのおの個別の事業につきましては、今般の平成24年度の事業につきましてもそのとおりでございますが、予算審議において個別の御審議をいただきたいと思っております。

計画の変更については以上ですので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明は終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第100号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第101号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程104、議案第101号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 議案第101号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにつきましても、先ほどと同じでございます。24年度予算編成に伴いましたの事業の精査、また22年度、23年度の事業の確定、このことに伴いましたの25年、26年度の変更の見込みということの変更理由によりまして、変更をかせさせていただきますと思っております。

こちら知事協議は既に終わっておりまして、議会の議決を経て、変更計画を定め、総務大臣に提出するということとなります。

辺地におきましては6辺地中4辺地におきまして、この変更を今見るわけではありますが、お手元にお配りをさせていただいております辺地総合整備計画、これにつきましては、今般が第三次変更となります。

当初計画につきましては、平成22年、2年前の3月議会で御議決いただきまして計画を策定し、

同年の9月、また昨年の23年この3月の議会におきまして、それぞれ第一次、第二次の変更をお認めをいただき、今般がこの4辺地ともに第三次変更ということとなります。

事業の中身につきましては参考資料、横長のほうで細かく添付をさせていただいております。この4ページ、5ページ以降が個別の事業名を、それぞれ記載して御説明をさせていただくわけがありますけれども、大変申しわけありませんが、間違いがありましたのでお詫びして修正をさせていただきたいと思っております。

お手元に、辺地総合整備計画（変更）参考資料の正誤表というのをお配りさせていただいております。大変申しわけありません、ここだけ申し上げますが、5ページの中ほどにあります鷹ノ巣線の道路改良の道路工が40メートルというのが200メートルということであります。

また、7ページの上から4つ目にあります高鷲牧場1号線の道路改良につきましては、事業費内辺地債ともに変更前のところですけど、1,500万円と書いていますが2,500万円の誤りでございました。申しわけありません。それから9ページにつきましては、上から5つ目の長石線改良事業ですが、こちら変更後のほうですけども、辺地の債の3,000万円となっておりますように、事業費もこれ3,000万円ということで1けた間違っておりましたのでお詫びして訂正をさせていただきたいと思っております。

事業内容につきましては、既にこの参考資料でごらんをいただいたことと思っておりますが、こういうふうな内容を持ちまして、5ページの中部辺地におきましては道路関係で、まず15事業の見直しがございます。それから、林道関係では2事業における見直しがあります。これはそれぞれ、22年度、23年度の事業確定によるものと、また全体事業の精査、そういうことによりましての事業内容あるいは事業費の変更でございます。

それから、6ページの上から2段目にあります音声告知端末整備事業につきましては、これは当初、辺地に上げておったわけですけども、辺地のエリア設定が非常に複雑となっております、すべて網羅できない部分がありますので、こちらは合併特例債を財源として活用させていただくということとなっております、これはそれぞれの辺地ともに共通する変更分でございます。また、通学バスにつきましては、これは事業費の確定で若干の事業費の変更がございます。

飲用水供給施設につきましては、1カ所、24年度事業の関係で確定を見ております。下水道施設につきましては、3つの事業で精査し見直しをしております。合併浄化槽につきましては基数当たりの単価の見直しがございました。

また、農業集落排水で白鳥那留地区につきましては26年度より先に送るという事情がありまして、計画期間から外れたということでもあります。

消防施設につきましては、3つの事業につきまして若干の変更を行っております。除雪機械につきましては、大和地域におきまして機械を購入するという追加をさせていただいております。

7ページ、郡上北部辺地でございます。道路は6つの地区の事業で変更、また一つのやまびこ線道路改良につきましては、これは緊急輸送道路であるということで橋梁の補修、耐震補強につきましては、急遽追加をさせていただくということとしております。

林道につきましては7事業におきまして、増減を見ております。音告は同じです。自動車につきましてもこれは確定したものでございます。通学バスにつきましては、これはバスの確定あるいは一部スクールバス整備計画の変更によりまして、北濃小学校のバスが白鳥中学校のバスに変更をかけております。

北部辺地の8ページですけれども、診療施設につきましては、高鷲診療所におきましてレントゲン機器を購入ということが追加がございます。飲用水供給施設につきましては、3つの事業におきまして見直しが上がっております。下水関係、基数の見直しでございます。

消防施設につきましては、これも見積もりの見直しでございます。

観光施設につきましては、高鷲におきまして多目的広場、これ吠の運動場ですが、ここで芝生の植栽を2年ということで1,700万円が2,300万円ということで、事業を行うに当たりまして精査し、給水施設等の関係で、あるいは増額内容につきまして給水工事が一番金額は大きいわけでありまして、そういうものを見まして金額の増額が出ております。

除雪機械につきましては、これは白鳥地区におきまして更新計画の見直しで追加をさせていただいております。

9ページ、郡上西部辺地でございますが、道路は5つの事業で見直し、また1地区、これは足瀬区内6号線の横根橋であります、安全で円滑な道路を確保するため、橋の橋梁の改良につきましては、今般、追加で上げさせていただきました。

林道1事業見直しでございます。音告につきましては同じであります。通学バスもこれは事業の確定、下水処理施設は2つの事業で見直しがかかってございます。消防施設につきましても見積額の変更でございます。

最後に、10ページの郡上南部辺地ですが、道路は4つの事業で変更を見ておりますし、美山・洲河線の中島橋ですが、これは橋梁の長寿命化計画、修繕計画に基づきまして急遽必要であるということで追加をさせていただいております。

林道2施設2事業で一部の見直し、農道におきましても、これ県営事業計画により全体事業計画を増額しております。音告は同じでございますし、携帯エリアの端末につきましては、これは野々倉三ツ谷、小那比河内この分の確定で事業費が若干減となりました。

通学バスにつきましては、スクールバス整備計画の変更によりまして追加を入れております。飲用水供給施設につきましては、この地区につきましてはの事業は期間から外れております。

下水処理施設につきましては、それぞれ事業の確定分、また見直しによりまして事業費の見直し

が入っております。

消防施設につきましては、先ほどと同じ見積額の変更でございます。

以上をもちまして、1ページにありますように中部辺地におきましての総額であります。全体で19億77万8,000円が、16億7,066万7,000円ということで2億3,011万1,000円の減額を見ております。北部辺地につきましては20億4,348万2,000円、これが20億8,581万4,000円ということで4,233万2,000円の増額と計上させていただいております。

3ページの西部辺地でございます。6億7,295万1,000円、6億6,726万7,000円ということで568万4,000円の減額となります。

最後に南部辺地ですが、24億2,666万9,000円を18億7,683万1,000円、5億4,983万8,000円の減額という変更となりました。

以上の変更につきまして、御議決いただきたくよろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 9ページをお願いいたします。これはこの前も言いましたけども、この道路の（仮称）足瀬区内6号線、これは（仮称）だからいいんですけども、のちほど議案の107号で市道認定があるんですけども、そこでは黒佐区内3号線とうたってあるんです。ですからこれはどちらかに統一していただかんと多分同じものだと思いますので、（仮称）がついているから、いってはいえいいんですけども、非常に紛らわしいですので、できましたら変えていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 済みません、今、武藤議員が言われましたとおり、（仮称）をつけておりましたけれども、黒佐区内線でございますので、（仮称）を改めまして黒佐区内線にしていきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） はい。そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 大変ありがとうございました。事前の話も聞いておりますが、10ページですが、（仮称）郵便坂改良事業、郵便坂線と、これにつきましては、事業内容の変更ということで、確か23年という予定のところを25年に延長したというか、延期したというか、そういう説明を受けているんですが、それによる事業変更が金額的にも事業量で2億3,000万円、辺地債が9,200万円ということで変更はありますが、この事業は確か調査費等々もいただきながら、整備促進という形での

辺地債での事業採択というところで計画されていると思うんでありますが、この事業についてはいわゆるこの辺地債の変更に基づいて一応進捗をさせていくという形の見通しについては、一応、御確認をいただけるかどうか、その点だけをちょっと確認させていただきます。

○議長（池田喜八郎君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今の郵便坂線につきましては、今、見直しの中で23年というような思いを当初はしておったわけですけれども、22年から26年の間で、この着手予定年度はもう少しずらすということの中で今は考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第101号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第102号から議案第105号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程105、議案第102号 財産の無償譲渡について（下栗巣集会所）から日程108、議案第105号 財産の無償譲渡について（野添農産物集出荷場）までの4件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号から議案第105号までの4件を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第102号 財産の無償譲渡について（下栗巣集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産でございます。建物、所在、郡上市大和町栗巣401番地1、構造は鉄骨づくりの平屋建て、床面積249.48平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市大和町栗巣878番地1、下栗巣自治会 自治会長 鷲見一正。

3、譲渡の理由でございます。施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

裏面に集会場等の管理台帳がついてございます。そこには建設年度と敷地と建物の施設取得の場合の地方債等の償還の状況が書いてございます。また、位置図もございますのでよろしくお願いたします。

続いて、103号 財産の無償譲渡について（中津屋伝統芸能継承センター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、所在、郡上市白鳥町中津屋846番地1、構造、鉄骨づくりの平屋建て、床面積311.02平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町中津屋907番地1、中津屋自治会 自治会長 和田実。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

裏面に、同じく集会所の管理台帳がついてございます。先ほど説明させていただいたことは書いてございますので、よろしくお願いたします。

議案第104号 財産の無償譲渡について（高鷲上野集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、所在、郡上市高鷲町鷲見5106番地1、構造、木造平屋建て、床面積215.3平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市高鷲町鷲見5073番地、上野自治会 自治会長 丸山徳明。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るため。

同じく裏に管理台帳がついてございますので、よろしくお願いたします。

議案第105号 財産の無償譲渡について（野添農産物集出荷場）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、所在、郡上市白鳥町野添579番地5、構造、鉄骨造平屋建て、床面積146.51平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町野添388番地1、野添自治会 自治会長 羽土保。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活用を図るためでございます。

同じく管理台帳等がついてございますので、よろしくお願いたします。

以上でございますが、今の譲渡につきましては、現状も自治会のほうで維持管理もされており、自治会が使われておるといことで、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第102号から議案第

105号までの4件については、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託したいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第102号から議案第105号までの4件については、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託いたしました議案第102号から議案第105号までの4件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月15日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第102号から議案第105号までの4件については、3月15日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第106号から議案第107号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。日程109、議案第106号 市道路線の廃止についてと、日程110、議案第107号 市道路線の認定についての2件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第106号と議案第107号の2件を一括議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長(武藤五郎君) 議案第106号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号1 - 0284、タラガ峠線でございます。区間としましては郡上市八幡町那比字押谷から郡上市八幡町那比字道ヶ洞間でございます。

3 - 0309、松並木線でございます。郡上市白鳥町大島字野上から郡上市白鳥町大島字上野間でございます。

5 - 1311、相戸本線、郡上市美並町三戸字西柳添から郡上市美並町三戸字西柳添間でございます。

6 - 0442、坂本峠線でございますが、郡上市明宝奥住字大石から郡上市明宝奥住字大坂本間でございます。

市道の廃止4路線につきましては、タラガ峠線、坂本峠線につきましては以前、県のほうから市

のほうへ移管された道路でございますけれども、ほとんどが山林所有者等の利用となっております。林道として管理していくことが適切と判断したため、今回市道を廃止するものでございます。あとの2路線につきましては、道路改良等に伴い一時廃止をするものであります。また、参考資料として位置図を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第107号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求めます。
平成24年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号1 - 0284、宇留良区内2号線でございます。郡上市八幡町那比字島畑から郡上市八幡町那比字押谷間でございます。

1 - 1769、黒佐区内3号線でございます。郡上市八幡町那比字水船から郡上市八幡町那比字横根間でございます。

3 - 0186、曾部地公園橋線でございます。郡上市白鳥町白鳥字前田から郡上市白鳥町為真字山本間でございます。

3 - 0187、坂山・山本線でございます。郡上市白鳥町白鳥字坂山から郡上市白鳥町為真字山本間でございます。

3 - 0309でございます。松並木線でございますが、郡上市白鳥町大島字野上から郡上市白鳥町大島字上野間でございます。

3 - 0369、上野十号線でございますが、郡上市白鳥町大島字上野から郡上市白鳥町大島字上野間でございます。

5 - 1311、相戸本線でございますが、郡上市美並町三戸字西柳添から郡上市美並町三戸字姥ヶ懐間でございます。

6 - 0442、坂本峠線でございますが、郡上市明宝奥住字大石から郡上市明宝奥住字明山間でございます。

市道認定の8路線につきましては、宇留良区内2号線、曾部地公園橋線、坂本・山本線につきましては、県の道路改良、曾部地側改良等に伴い、市道への移管に伴う認定でございます。

また、黒佐区内3号線、相戸本線につきましては、市道改良等による市道の認定でございます。

それから、坂本峠線、松並木線、上野十号線につきましては、管理区域等の変更に伴う市道認定でございますので、よろしくお願いたします。なお、参考資料として位置図等を添付しておりますので、御確認のほどをよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第106号と議案第107号の2件については、議案付託表のとおり所管の産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第106号と議案第107号の2件については、議案付託表のとおり所管の産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の産業建設常任委員会に付託をいたしました議案第106号と議案第107号の2件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月15日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第106号と議案第107号の2件については、3月15日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議報告第1号について

○議長(池田喜八郎君) 日程111、議報告第1号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

◎議報告第2号について

○議長(池田喜八郎君) 日程112、議報告第2号 諸般の報告について(定期監査の結果)が、監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

2月16日までに受理いたしました請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりでございます。所管の常任委員会に付託をいたしましたので、報告をいたします。

◎散会の宣告

○議長(池田喜八郎君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議を賜りました。また、説明につきましては、簡略にさせていただきました、早く終了できました。

本日はこれをもって散会をいたします。ありがとうございました。

(午後 5時55分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 川 嶋 稔

郡上市議会議員 森 藤 雅 毅